

知的財産推進計画の見直しに関する意見募集の結果について

平成 16 年 5 月 27 日
内 閣 官 房
知的財産戦略推進事務局

1. 実施期間及び方法

平成 16 年 4 月 16 日 (金) ~ 5 月 7 日 (金)

2. 実施方法

首相官邸ホームページへの掲載によって周知を図り、電子メール、FAX及び郵送によりコメントを募集しました。

3. 提出されたパブリックコメントの件数

405件 (うち個人 369件、団体 36件)

4. パブリックコメントの概要

いただいたご意見の概要は別添 1のとおりであり、知的財産推進計画の見直しの参考といたしました。

いただいたご意見については、今後の知的財産政策の検討の際も引き続き参考にさせていただきます。

なお、主なものに対する回答を別添 2にまとめています。

知的財産推進計画の見直しに関する意見の概要

知的財産施策全般に関するもの

知的財産推進計画の見直しに当たっては、知的財産基本法の基本理念である「新たな知的財産の創造がなされる基盤を確立し、国民経済の健全な発展及び豊かな文化の創造、我が国産業の国際競争力強化及び持続的な発展に寄与」することを再認識し、これに悖ることの無いよう、取組み方針並びに達成目標を策定すべきである。

最終的な知的財産推進計画や「知的財産政策大綱」の政策目標およびその他の知的財産関係措置および目的を実行するため、準備されるいかなる内閣令、省令、通告、指針等も、パブリックコメントの対象とする。最低 30 日間のパブリックコメント期間を設け、提出された意見が真剣に検討され、最終的に実施される措置や行動に適切に反映されることを確保する。

特に重要な知的財産政策案件を見直し議論するための政令第 45 号に基づく新しい「専門調査会」に、非日本団体から専門家を招待する。

関係府省の努力を正しく評価できるよう、関係府省から提出されている知財推進計画の進行状況を取りまとめて報告されたい。

ある程度特許に関わったことのある人間であれば、非常に表面的な内容で、短期間の間で作成したということが分かる。韓国、中国を筆頭としたアジア諸国の台頭の原因は、米国をはじめとした先進国の技術が流出した結果に基づくものである。国家として、「ものづくり」の観点から物を作るプロセス・メソッドを積極的に保護してゆこうということだと思ふのだが。余分な文章が多すぎて、何を伝えたいのかが全く分からない。国家政策として、「知的財産の事業化を推進するための事業振興法の制定」を是非とも実現していただきたい。

この推進計画が「時機を逸することなく、迅速に改革を行う」事も大切だとは思ふが、この推進計画自体をもっと世間一般認識まで広げ、そして推進計画の持つ様々な問題点について国内での議論が活発になるまでもう少し時間をかけて慎重に議論すべきところもあると思う。

現行の知財推進計画に記載された一部の政策は特定の有識者本部員の属する特定の業界の利益のみに注目したものとわざるを得ない。知財推進計画の見直しに当たっては、我が国が真の意味での「知的財産立国」を実現するため、今後、計画原案を公表するに際しては、有識者本部員や関係府省の意見を採用したものについてはその意見を提出した者を明らかにするとともに、最低限、原案公表時に 1 回、その後原案に対する意見を踏まえた修正案について 1 回は一般からの意見を求めるよう要望する。また、原案作成に当たっては、消費者利益、国民一般の利益を最大限尊重することを計画中に明記することにより、広く国民が支持することが可能な計画となるよう留意するよう求める。

次の施策を追加されたい。

- ・特許審査迅速化法に滞貨がゼロになる時期を明示する
- ・審査請求制度を廃止する
- ・特許取得を支援する審査に移行する（拒絶査定が急増した原因分析と対策）

- ・審査と審判の期間を1年以内と法律で定める
- ・巡回審査を見直す（中小企業の都合に合わせる巡回審査こそが必要）
- ・二セモノの流入を防ぐ国際貿易委員会を作る
- ・世界知財憲章を制定する
- ・主要国知財閣僚会議を開催する
- ・インターネット時代に適応した知財法を作る
- ・憲法に知財条項を入れる
- ・職務発明規定を廃止する
- ・三倍賠償制度を導入する
- ・情報窃盗罪を創設する
- ・日本版ディスカバリー制度を創設する
- ・特許侵害訴訟と無効審判の重複をなくす
- ・裁判期間の上限を一年とする

推進計画総論に関するもの

「従来の枠にとらわれない、知的財産に関する特例を作る」、「国際競争力のある、世界に通用する制度を創る」、「時機を逸することなく、迅速に改革を行う」という初期の取組方針に基づいて積極的な政策推進を進めるべきことを再度明記すべきである。

推進計画に則り、10年後、20年後における、我国の知的財産国家のあるべき姿を明示すべきである。

ここ1年の知的財産関連の立法、改革の動きを見る限り、権利者団体の意見を取り入れた、知的財産権の強化が強調されたものとなっており、国内消費者の利益、公正な競争、表現の自由等との公益的側面とのバランスは軽視されていたと言わざるを得ない。この点、特に顕著に表れているのが、日本販売禁止レコードの還流防止措置（著作権法の一部改正）法案の提出経緯である。今後、推進計画の見直しの際には、利害関係の強い団体の意見のみではなく、消費者団体等の意見や、学界や当会のような中立的立場の者の意見に十分に配慮し、法策定の過程及びその運用において公平かつ透明でなければならない。

第1章 創造分野に関するもの

知的財産の創造基盤の整備

理科離れが進むのは、文部科学省の努力が足りないというよりは、身の回りから自然が遠のき、若者が科学に興味を持つ接点が近年急速に少なくなっている事の方が、現実として、わが国ではより深刻なのではないか。

大学等における知的財産の創造の推進

産学官連携については、大学知的財産本部、TLOのみならず、産業界、及び弁理士、弁護士、企業OB、会計専門家などの外部専門家も含めた、関係各者による総合的ネットワークを作るべきである。

基本特許を取得し易い仕組みを作るべきである。

TLOが多くの日本特許を保有し、かつ海外に対して特許出願を行わない、あるいは積極的に特許化しないのではないかと心配。なぜならば、海外出願は、費用優遇も受けられず、翻訳費用、現地代理人費用等、総費用としてかなり高額な予算が必要。また、大学はマーケットに直接参加しないために、特に海外において特許権侵害を発見する確率が低いことが予想され、TLOにとって海外出願することは不良投資となる危険が高いことは容易に予想される。そこで、大学発の特許のうち、かなりのものは国内出願のみになるのではないか。

TLOの保有する特許に対する実施の契約について、高額なイニシャルフィーを求めるといったことがないこと 権利化されていない国に対する輸出分については、ロイヤリティーを要求しないこと をガイドラインとして制定していただきたい。このことは、日本の産業および日本国内での生産の維持と、大学発の発明を知的財産権化して利益を日本社会に還流するということを両立するためには必須。

計画によれば、大学等における知的財産の創造を推進する為、「知的財産権の取得・管理といった知的財産関連活動に関する費用を充実する」ことになっているが、有名国立工業大学でも、教授が年間1件の国内出願をする予算はない筈。予算不足を補うため、各工業大学は工夫を凝らして出願しようとしている。T工業大学は幸い卒業生の弁理士がボランティアで明細書を作成することになっているが、N工業大学は弁理士に明細書作成を依頼できないため、学会論文を明細書フォーマットに合わせて嵌め込んで出願をするという、無謀な計画を発表しており、こともあろうに文部科学省が「画期的方法」と絶賛されたために、最早大学独自で計画の軌道修正が出来ない状況に陥っている。文部科学省と特許庁の関係は、どうなっているのか？特許庁の大学支援室が、N大学の出願計画について指導をすることは出来ないのか？

研究者個人への特許実施料還元といった方法での研究者の処遇を考えることは、過渡的にはやむを得ないことかもしれないが、長い目で見れば問題が多いと考える。経済産業省の試算では約5年先の研究開発を行うのが最も経済的であると聞いたが、実際例えば50年先の研究開発をしても経済的なメリットに繋がらないという部分はある。しかし経済的なメリットが薄いのを承知で50年先の研究開発をするのも誰かがやらなければならないことであり、これは大学の重要な社会的役割ではないかと考える。実施料還元によって相対的に基礎研究の研究者が冷遇されることになり、研究者が5年先の研究開発のみに集中することになれば、50年先の研究の積み重ねあつての5年先の研究であるので、これは持続的な発展が不可能なモデルとなり、むしろ科学技術力の低下を招くのではないかと危惧する。大学においては知的財産活用を促す一方で、基礎研究は特許実施料にこだわらず機関たる大学がその権限と責任において評価して研究者にインセンティブを与え、それで大学全体として収支がつりあうくらいの状態が、持続的な発展が可能なモデルとして理想的であり、政策としてもそのような方向をめざすべき。

大学・企業を問わず質の高い知的財産の創造の推進

産業活力再生特別措置法により、一定の範囲内で、政府調達における委託技術に関する研究の成果にかかる特許権等を、企業が保有することが可能になるが、特許権等が譲渡されることを前提として、例外的に「譲り受けないことができる」と定め、国が

譲り受けるか否かの決定権を有しているため、実効性に乏しく、また恣意的に運用されるのではないかという点が危惧される。原則として受託者の開発・研究した技術が受託者に帰属することを法律上明記し、国が譲り受ける場合を例外として定めるべき。

大学での発明を迅速かつ効果的に保護すべく、学会発表論文を簡便に特許出願できるよう、特許請求の範囲の記載が必要とされない出願(仮出願)を国内優先権主張の基礎とすることができるものとして認めるべきである。

共有発明等に係る出願から維持までの費用は原則として企業にご負担いただくが、大学に当該発明等に係る知的財産権によって収入があった場合にその収入をもって企業ご負担費用の一部を支払うか、または上記の事項を勘案して当該費用を大学が持分に応じて負担するようにすることができるような、特許法第73条第2項の例外条項を検討していただきたい。

産学連携促進が目論見通りに進むためにも、関連する法整備の一環として、大学発ベンチャー企業に対する技術移転対価の株式による授受を検討の俎上に乗せて頂きたい。

現在検討中の特許調和条約草案第12条にあるように、現行特許法第30条の6ヶ月を12ヶ月に延長すること、適用対象を同条約案にあるように「制限なし」で取り決めていただきたい。

TL0における特許出願費用等の損金算入に係る法人税法基本通達の特例設置を検討してほしい。

職務発明、職務著作、およびノウハウの権利帰属に関する法制が分岐ないし未定である現状を是正すると共に、知財創造の企業コスト計画と研究者創造意欲の高揚を両立させるため、特許法第35条、著作権法第15条等の権利帰属規定・対価規定を廃止し、当事者間の合理的な合意(実現収益の一定比率額の継続的支払等)に委ねる。

「特許法の職務発明規定を廃止又は改正する」について反対する。日本において技術者は冷遇されているのが現実であり、企業の特許管理は開発技術者を適切に処遇することによって、リスクを少ないものとする。会社と従業員との立場の違いを考えると、従業員の弱さを救うものであるし、また特許に対する権利と対価の意識を労使ともに持つことの重要性からも特許法35条は意味があり、改正の必要はない。

職務発明規定について。現行の規定に従って特許実施料を還元するというやり方を国家が企業に強制することは、企業が各個人の役割分担によって成り立っているという実情をまったく無視しており、仮に研究開発のみを考えても大学の場合と同様に持続的発展が可能なモデルの構築を阻害するものであり、問題が多いと考える。今回の改正で司法においてどのような扱いに変わるか、判例の蓄積を待つべきかもしれないが、司法の場で発明の対価を争う余地が残されている以上、本質的には変わっていないとも考えられる。本来こういった問題は特許制度の中で国家が介入する性質の問題ではなく、基本的には雇用契約前に労働条件のひとつとして提示されなければ、発明後の発明者と企業とのトラブルの発生は防げないものであり、特許法では一定の条件下で法人発明を認め、一方発明者の利益に関してはあくまで労働法上の問題として処理されるべき。

第2章 保護分野に関するもの

特許審査の迅速化・出願人のニーズに応じた柔軟な特許審査

特許制度の中で、事業における「事業計画書」のような「発明利用計画書」の提出を義務つけてはどうか。利用計画の秘密を守りたいというような各企業等の様々な思惑もあるかと思うが、提出時期や計画記載要件を考慮した形であっても提出を義務付けること自体で、日本全体として見れば、かなり現状の問題を解消する方向に働かせる可能性がある。上記書類の法的位置づけとしては、要約書のように権利解釈には影響しない書類とし、出願公開等はされず、審査の発明把握のための参考資料的位置づけで十分なため任意提出書類という位置づけでもよい。

知的財産の保護制度の強化

サービス分野の知的財産保護を志向した制度設計に向けて、以下のテーマを検討することを提案したい。a．発明定義について大胆な緩和措置を講ずることが可能か。既存の枠にとらわれず、アルゴリズム保護に向けた一步を踏み出すことはどうか。b．サービス分野の保護対象の外延を定めるための要件を新たに定めることはできないか。特に、進歩性に代わる評価基準（例えば有用性など）はないか、あるいはサービス分野の知的財産保護に適する審査基準を作成できないか。c．情報またはコンテンツそのものの創造性、独創性を保護する可能性はないか。現行の法制度の枠組みにとらわれない新制度はないか など。

実用新案権の対象として、新規性と有用性を具備するプログラム考案を加えると共に、当該考案のうち進歩性を具備するものについて、特許権への移行を促進し、かつ、必要に応じ、プログラム著作権・データベース著作権による保護を併有させる。

意匠制度の整備について。「画面デザイン」等への保護対象の拡大の在り方、適切な保護の在り方の検討にあたっては、無形の情報財の特性を踏まえ、産業の発展や競争力の強化を阻害しないよう配慮するとともに、著作権法、不正競争防止法等との関係も慎重に検証すべきである。

商標制度の整備について。商標制度の在り方に関し、「商標の定義」、「使用の定義」、「商標の効力範囲の在り方」、「不使用商標対策」、「不使用の抗弁」、「コンセント制度」、「小売業商標」等の諸事項につき、引続き検討すべきである。なお、「商標制度」の国際的調和は今後すすめていくべきであるものの、相対的拒絶理由についての「異議待ち審査制度」の導入については、これまでの「登録主義」の原則を大きく変えるものであり、慎重に検証すべきである。

「ブランド」の定義を、「知財創造権と知財識別権を代表する総合的知財権」とし、「ブランド保護法」の制定により高度の保護を付与する。この場合、知財創造権には、ノウハウ、ノレッジを含み、知財識別権には、商標や、意匠、商号、サイバースペースにおける識別権（アイコン、ドメインネーム）を含むもとし、これらを総合する「ジャパンブランド」の国際競争力を確立する。このため先ず、商標の目的規定、不使用に関する商標・商号両規定の整合、サイバースキャッピング防止等の法体系を整備する。

原料としての収穫物のほか、その加工品に対しても育成者権の対象を拡大する必要がある。

種苗育成者権、半導体集積回路配置利用権などの、個別法による創作権についても、わが国果実の対中国輸出の著増、システムLSIの国際的優位化等の近況をふまえて、それらのブランドとの総合的保護を図ると共に、イベント演出、動画技術など、個別法による新規創作権の創設に努める。

果樹等の栄養繁殖植物の自家増殖の見直しについて。果樹では農家で自家増殖が許されているが、栄養繁殖が容易なため、親木（穂木、苗木）を購入すれば大量増殖が出来る。そのため、長年育種に費やした費用等が正当に確保しがたく、民間育種の促進を阻む状況にある。また、販売される苗木等も高価にならざるを得ない状況にある。推進計画においても、現行の自家増殖の範囲のあり方について検討を行うこととされており、こうした問題点を踏まえて検討が行われることを要望する。国際的産業知財のうちには、非代替性リサーチツール、先端的医療方法、基幹情報通信技術のように、公共知財として広くその活用を普及すべきものが多いので、これらについて、(1)知財権の独占性の適用対象外とすること（例えば、試験研究について特許権が及ばないとし、医療方法について差止請求権を認めないと明定する）、(2)裁定実施権設定に関する国際協調と裁定申請の簡易化、(3)パテントプール・包括的クロスライセンス・標準化に関連する独禁法・公正取引法の規制を、国際・国内法体系として、産業の発達と公益とに適合するよう整備する。

デジタル社会・インターネット社会において、技術的には容易に大量に著作権の侵害行為が行われている現実、その違法行為の痕跡を瞬間的に消去できる状況、各当事者の違法行為と証拠の距離に照らし、損害賠償制度の強化として、法定賠償制度、推定賠償制度の導入を検討すべき。

侵害行為に対する抑止力となり、侵害により被った損失に対し権利保有者が公平に補償されることを確保し、また実際の損害・利益を立証・計算するという、費用がかかり、かつ困難な負担を除くことで、司法の効率を向上させる法定損害賠償制度を採択し、知的財産の侵害に対する執行制度を強化する。

知的財産権侵害に対する抑止効果を高めることは重要であるが、罰則を強化することについては、慎重な検討および十分な議論が必要であると考え。特に罪刑法定主義の観点から厳格に構成要件を定めておかないと、利用者、消費者を過度に萎縮させることにもなりかねないため、刑法の専門家を交えた十分な検討が必要であると考え。なお、従来の知的財産法体系を度外視した改正（例えば、「業として」という要件を外す等）についても安易に行われるべきではないし、権利者が自ら権利行使をする努力を放棄して刑罰法規への安易な依存をしてしまうようなことは制度的にも問題があるので、権利者自身の権利保護への努力とのバランスも十分に考慮して行なうべきだと考える。上記観点から、刑罰見直しに際しては、慎重に検討が行われるべきであるという点を、推進計画に追加することを提案する。

紛争処理機能の強化

今後の見直しにおいて、知的財産高等裁判所の更なる改善と称した、非法律家（技術）裁判官の実現に向けた動きは、厳に慎まれるべきことである。

改正民事訴訟法による訴訟提起予告制度の活用（立証準備等）、通常実施権の登録手数料・公証人手数料の引下げによるライセンス紛争予防コストの低減、知財侵害被疑品の通関差止申立に伴う供託代理権の対弁理士付与など、知財裁判所法の周辺法域に

ついて、キメの細かい総合知財戦略の措置を講ずる。

日本を知財立国とするためには、知的財産権の権利救済に係る公正・迅速な裁判が必須であり、そのためには、証拠の保全を実現し、その偏在化を是正することが急務であると思われ、2004年以降と先延ばしせず、期限を区切った上で早急に実現化すべき。

米国では、ディスカバリー制度があり、少なくとも、被侵害の可能性がある段階で、権利の主張が可能になる。ディスカバリー制度を利用した大量の質問状攻勢で、企業の負担は増えるが、知的財産の権利を守るためには、このディスカバリー制度は不可欠。

民事訴訟法6条により特許権等に関する訴えの専属管轄化が強化された結果、その他の裁判所所在地に居住する国民は、実質的にこの種の権利の実現が困難になっている。こうした不利益を少しでも緩和するためには、この種の事件を専門的に扱う日本知的財産仲裁センターなどのADR機関の存在が不可欠である。今回制度の実現が図られることとなる日本司法支援センターを利用する方法等により、当該ADR機関に対して財政的な支援を行う等、積極的に裁判外紛争処理制度の促進を図るべきである。

国際的な知的財産の保護

「裁判所の専属的選択合意に関する条約」の審議等により、特許権等の登録を要する知的財産権については、有効性、侵害の有無について登録国の専属管轄とする国際ルールの策定に向け努力すべきである。

模倣品・海賊版対策

模倣品・海賊版は製造国・地域から世界中に拡散し、特に近年は犯罪組織やテロとの繋がりも指摘されるなど事態は深刻化しており、世界各国の政府が協力して取り組むべき課題となっており、日本政府として製造国政府への要請を行うだけでなく、被害国政府との連携を積極的に図るべきである。また官民合同の模倣品・海賊版対策の組織として国際知的財産保護フォーラムが結成されており、様々な活動がここに集約されるべきであり、日本政府部内においてもこのフォーラムを核に一層の連携を図っていくべきである。

小売店等で入手した侵害品をベースに公安ルートで侵害者の特定及び強制捜査による金型の押収までの一貫ルートの構築と刑事罰における侵害額の緩和を中国政府に要望されたい。また、外国人が中国で侵害者の特定をすることは困難であるので我が国と同じように小売店等で入手した侵害品のサンプルをもとに公安が捜査し侵害者を特定し、侵害の事案や侵害の規模により工商行政管理局や国家版權局に再送致できるように要望されたい。

水際における税関の認定手続において、権利侵害の有無が不明なときに、税関長が疑義貨物を暫定的に差し止め、当事者の合意に基づいて仲裁機関による仲裁を行わせることや、仲裁機関の人材を活用することなど、ADRの活用を検討すべきである。

我が国への模倣品輸入に対しては、準司法的行政審判機関を設けると共に、輸入禁制品に不正競争防止法のもとにおける形態模倣品を含めるべきである。

模倣品に関する情報を多国間で活用できるネットワークを構築すべきである。アジア地域において知的財産制度に関するハーモナイゼーションを促進すべきである。

インターネットオークションについては、取締りの重要性は非常に高いが、悪質な出品者を刑事手続により取り締まることだけではその多量で素早い違法品の売買行為をなくしていくことは困難な面もあり、出品者、サイト管理者、インターネットサービスプロバイダー、違法品であることを知って購入する物、それぞれについての責任を明確にし、啓蒙・啓発し、防止するためのベストプラクティスを推奨していく活動が重要である。その意味で、省庁横断的な対応が必要であると考え。

模倣品・海賊版の侵害認定をスピード化するための法的バックアップを持った権利保護技術及び監視管理システムの開発を国主導で行なうべき。

模倣品・海賊版対策を積極的に行っていくという趣旨に、基本的に賛同ではあるが、取締り強化の手段を検討する際に、まず、権利者およびサービスプロバイダ等の関係者の協力体制を整えることが不可欠であると考え。

インターネットを利用した侵害への取締り強化のためには、まずは権利者自身が、知的財産制度やプロバイダ責任制限法の枠組みを尊重し、理解する必要がある。権利者が、これを理解せず、どの権利がどこでどのように侵害されたのかを明らかにしないで、単に権利が侵害されたと声高に主張するだけでは、実行性のある対策をとることは不可能である。実際にも、真摯に努力をしているコンピュータソフトウェア業界におけるオークション対策と最も後塵を拝している商標関連商品のオークション対策の間には、権利者の姿勢によって大きな乖離が生じている状況にある。

また、権利保護基盤強化に関する専門調査会での議論を拝見する限り、「インターネットを利用した侵害」について、事実に基づく検討がなされているようには見受けられないため、今後の模倣品・海賊版対策がバランスを欠いた方向へ進みかねないことを懸念するところである。同専門調査会資料においては、上述のように権利者側の対応が最も消極的かつ後塵を拝しているグループの属する権利者による偏った情報が一方的に取り上げられており、例えば、「インターネットオークションの汚染率が80%」等の根拠が不明な数字が一人歩きしている様子である。その一方で、他の権利者、権利者団体からの意見聴取が行なわれていないばかりか、様々な権利者から具体的にどのような形で連絡や申告がなされているかということをも最も了知しているインターネットオークション運営者やサービスプロバイダからの意見を聞くこともなされていないのでは検討に必要な十分な事実を把握しているとは言いがたいと考える。推進計画には、「関係者との間で相互に必要な協力を行いつつ」とあるが、いかにそれを実行していくのか、具体的に示していただきたいと考える。なお、専門調査会で意見を述べた権利者団体が同趣旨の主張を米国政府に対しても行なっているが一顧だにされていないという事実についても、きちんと事実調査をされたい。

第3章 活用分野に関するもの

知的財産の戦略的活用の支援

知的財産の信託制度についての促進を図るべきであるが、特許を受ける権利については、そのあり方も含め、さらに慎重な検討が必要である。

信託業法・信託特別法・資金流動化法等の選択肢を拡大すると共に、非弁活動禁止法令との関係を整序する。また、流通・資金化に伴う知財の価値評価については、商法・証券取引法の取扱いと国際会計基準との整合を図りつつ、定性的価値評価の深耕と定量的価値評価の限界（条件付評価であること）の明示を行うものとする。営業秘密の管理や技術流出防止は、基本的に個々の企業が対応すべき課題であり、「営業秘密管理指針」、「技術流出防止指針」はそのための参考として、各企業の判断により任意に活用されるべきである。

国際標準化活動の支援

標準化を前提としたパテントプールが必要な有用発明については、発明の実施についての裁定実施権を研究すべきである。

世界的な状況として、技術標準と特許は切り離して考えることができない状況になってきている。従って、知財立国を目指す我が国は、国際標準化活動において、官民を上げて我が国発の技術が標準化されるよう戦略を強化すべきである。一方、標準化された技術の公共性を考慮し、その特許ライセンス料は適正な水準となるよう、特許法あるいは独占禁止法等との関係につき更に議論を深めるべきである。

知的財産活用の環境整備

特許電子図書館（IPDL）において提供されている「CSDB（コンピュータソフトウェアデータベース）検索」で、著作権処理の関係上公開されている情報の範囲が限られているので、立法によってCSDBへの登録・公開義務を定めることを視野に入れるべき。破産時や権利譲渡時のライセンス契約の安定性強化をはかるため、知的財産権法における第三者対抗制度の見直しにつき引き続き検討すべきである。ライセンスの適切な保護の方策としては、産業競争力を強化するためにも、既存の法体系にとらわれ過ぎない、企業にとって実効性のある制度設計が望まれる。

3. 知的財産活用の環境を整備する（2）知的財産関連情報へのアクセスの利便性を向上する」に、『ただし、IPDLの利便性向上は、「産業財産権情報利用推進委員会」報告書（平成15年3月）に明記された通り、「提供する情報の内容や検索機能について、特許庁は公報掲載データなどの基本的な一次情報を提供し、民間事業者はこれに付加価値をつけた情報を提供することが、役割分担の基本となる」とする民間の特許情報データベースサービスとの基本的な役割分担を踏まえて行うこととする。』を追加すべき。

中小・ベンチャー企業や地域の支援

中小・ベンチャー企業の育成のためには、外国出願について費用面における支援策を設け、海外における権利取得を積極的に支援すべき。

今回、資力に乏しい中小企業及び研究開発型中小企業に対する軽減措置が拡大されたが、新規に研究開発に取り組む中小企業は軽減措置が受けられないなど、対象となる企業がまだ少ない状況にあることから、中小企業・個人のすべてが対象となるよう、軽減措置の更なる拡充が必要である。

独立行政法人科学技術振興機構が実施している特許出願支援制度の対象に、都道府県立試験研究機関も加えることが必要。

承認TLOの経営基盤を維持・確保する観点から、補助期間が5年である大学等技術移転促進費補助金の補助期間延長が必要。

訴訟・紛争に直面することは、資金力に余裕がなく、紛争経験・ノウハウのない中小・ベンチャー企業にとって、非常に厳しいことになる。したがって、紛争に直面した場合に、第一次的に相談できる窓口を用意することが望ましい。

地方の振興を図る上で、司法アクセス整備が検討されなければならないが、日本弁護士連合会は、特許等事件の管轄の東京集中化に対応して、地方在住の当事者、地方自治体が、知的財産権の管轄が東京・大阪地方裁判所、東京高等裁判所に集中したことによる、地方の司法アクセス障害を除去するため、今般成立見込みである日本司法支援センターとの連携及び同利用を含めて、各地方における法律相談の実施その他の仕組み作りを進めている。今後、政府において施策を策定する場合には、東京一局集中ではなく、各地方に根ざしたプロパテント政策を実施するべきであり、知的財産高等裁判所の巡回裁判等を視野に入れた地域振興・活性化のための制度作りを推進するべきである。

地域における裁判へのアクセスを確保する観点から、従前どおり地元の裁判所でも裁判が受けられるよう競合管轄に戻すべき。また、控訴審の専属管轄化は理解するが、地域の利便性の向上のため巡回方式の採用について検討することが必要。

地域においては、中小企業が望む特定技術分野の弁理士がいない状況にあるので、日本弁理士会などからの積極的な派遣を望む。

弁理士と地方自治体、大学、地域の中小・ベンチャー企業は知財のあらゆる場面で各々別個に関与することはあっても、現状では、総合的に連携することは殆ど期待できない。地域における知財創出から活用までのあらゆる段階において、これらの機関等が有機的に連携していけば地域活性化の大きな柱になることが期待できる。そこで、地方自治体による知財に関する地域支援の取組みを総合的なものとするよう奨励し、併せて国による地方自治体のこうした取組みを支援する仕組みを作るべきである。

大学・ベンチャー企業、中小企業に対する知的財産の創造、活用環境を整備するために、日本弁護士連合会は、大学、ベンチャー企業、中小企業等が容易に弁護士にアクセスし、利用できるように、これらの諸団体との連携を図り、適宜弁護士からのワンストップサービスを提供する等の体制作りを進めている。今後、大学・ベンチャー企業、中小企業に対する知的財産の創造、活用環境を整備する等に関し、推進計画を見直すにあたり、残された課題の解決のための、これらのサービス体制構築にあたり、当会上記取組みを配慮した制度作りをするべきである。

海外での模倣品の被害が深刻化しているが、殆どの中小企業は有効な対抗手段がなく泣き寝入りしている状況にある。中小企業が知的財産を活用し国際競争力を高めていくためには、模倣品対策を更に強化すべきである。

侵害訴訟の期間の長期化や費用の高額化が懸念されるため提訴できない中小企業が多いので、期間の短縮化や出訴側が不利益にならないような訴訟体制の整備が必要。また、日本知的財産仲裁センターの手数料等が高額で中小企業の利用が困難なので、経営規模に応じた負担軽減措置が必要。

中小企業が保有する特許権を集積して、自由な活用を図ることにより、関連産業の競争力を高めるべきである。

産業の活性化に向け、今後、中小企業等に対する支援を一層強化する必要があること

から、知的所有権センターの管理運営に対する助成措置と特許流通アドバイザーや特許流通アソシエートの配置など人的体制の強化が必要である。

中小企業にとってIPDLは極めて有効。平成5年以前のものについても文字検索が可能となるよう検討を望む。

地方銀行で使える知的財産評価の策定と、これを進めるための体制整備が必要。

地域で営業する飲食店等の保護のため、商標の使用義務や先使用权の保護強化についての検討が必要。

商標法の改正等によって、地域ブランドの構築が進むよう検討することが必要。

中小零細企業や一般個人においても、発明・考案・意匠・著作権等に対する関心が高まってきている。これらに対する教育、一般の知識レベルアップのための施策を充実させて欲しい。

1. 簡単な講習会の開催を各地で行うこと。
2. 雇用・能力開発機構等を通じた末端教育の充実。
3. 弁理士試験制度の見直し。
4. 弁護士・司法書士・行政書士等一般法律分野の3資格があるように弁理士以外に比較的手の届きやすい新たな資格制度を誕生させて欲しい。

知的財産創造産業を日本の地方再生に活用する。今まで日本は、第二次産業依存による地方再生のみに頼ってきた。このような旧式の地方再生方法は、一時的に地方を潤わせることはあっても都市と地方との南北問題を残し、本当の利益は別のところに持って行かれてしまう。知的財産創造産業は自己完結型の産業であり、知的財産創造産業を日本の地方に誘致することで、新たな地方活性化ができる。これは地方に、単純労働をする仕事を誘致するのではなく、ロイヤルティ収入による知的財産創造産業からの税収と、知的財産創造産業に集まってくる、新たな有能な人間、により地方都市の「質の向上」という利益がある。

第4章 コンテンツ・ビジネスに関するもの

産業知財法・文化知財法・公共知財法の総合立法として、コンテンツ振興法を制定し、(1)コンテンツの産業財としての創造・保護・活用、(2)文化財としての創造・保護・活用、(3)公共財としての創造・保護・活用が齟齬なく推進されるよう措置する。例えば、(1)デジタル化音楽文化財の普及がファイル交換技術によって音楽著作者の利益を損ない、(2)図書館によるコンテンツの対公衆電送が著作権法によって抑制されるなどの現状を改める。これにより、コンテンツ企業・コンテンツ創作者・コンテンツの公共利用の円滑な鼎立のもとで、コンテンツの国際競争力を強化する。

まず最初に利用者の「フェアユース」を定義するべき。コンテンツは、それを購入し、利用する者がいてこそ、商業的にも文化的にも成立する。利用者は海外の法人・個人であり、国内の法人・個人であるが、これらの利用者がコンテンツをどのように利用する「権利」を持つのか、知的財産権を推す議論の最初に定義する必要があるのではないか。特に、すそ野の広い最終消費者における権利、「フェアユース」の定義がない状態での議論は、一方的に著作権・著作隣接権を持つ者に有利な方向に進みがちである。まず、最終消費者における「フェアユース」に関して、十分に時間をかけた意味のある議論をお願いする。著作権・著作隣接権を持つ者と、最終消費者とがどち

らもハッピーになれる妥協点を見つけ出すことが、知的財産権に関する戦略を練る出発点であるとのコンセンサスとしていただきたい。そのようなフェアユースの議論を欠いたまま知的財産権推進計画が進められていることで、すでに実際に各種弊害が生じているように思われる。知的財産権を強く主張することこそが企業利益となる、といった偏った認識が「ムード」として企業一般に浸透しつつあるようだ。一例として、音楽産業における「コピー・コントロール・CD」と呼ばれる工業規格を逸脱した欠陥商品があたりまえのように売られているという現状がある。合理的な「フェアユース」の定義によって、こうして問題点が解消されることを願って止まない。

これまで「著作物の保護」の名のもとに行われてきた権利者側の独占的権利拡大一辺倒の政策を改め、現在の推進計画に謳ってあるにもかかわらず事実上死文化している「消費者利益等の観点」を的確に施策に反映させるための環境の整備や、著作権法に「フェア・ユース」を盛り込むといった「著作物の活用」に重点を置いた施策を強く要望する。一方、「青少年への影響への配慮」として制作者側に表現の自主規制を促そうとする施策には反対。自主規制は制作者に過度の萎縮をもたらし、表現活動を阻害する。青少年に配慮するなら表現そのものの規制ではなく、例えばインターネット上の成年向けサイトの運営者には、市販の有害情報遮断ソフト等で閲覧を遮断できるよう特定のキーワードをサイトに盛り込む配慮を求めるなど、「ゾーニング」を強化する方向で行うべき。

政府の「知的財産戦略」について、著作権の保護・新しいメディアの普及促進・文化の振興などの目標については必ずしも否定するものではないが、自助努力を怠り消費者を軽視し自社利益のためなら「国益」すら損ねるようなもっとも糾弾されるべき勢力が、「知的財産」という一見新しげな外見によって「改革」を装うという巧妙かつ悪辣な欺瞞の道具として、現在の同戦略が機能しているのではないかという危惧を抱いている。

一時的な利益だけを求め、先を見ない施策は企業ならともかく国を挙げて行うものには不適切なものであるだろう。特に文化というものは一朝一夕で結果の出るものではない。長期的な視点で見ると、短期的な視点でしか見られない業界よりの視点は取るべきではない。業界はあくまでただの橋渡しに過ぎず、創造する人間とは全く関係の無いものなのである。特定の業界が消滅しようが、また他の代わる存在が出てくるだろう。業界がどうなるかが、文化を創り出す人間と受け取る人間を主体として考えていく必要があるのではなからうか。

著作権、コンテンツ産業に関しては、デジタル化に対応する法整備が要請されている。権利侵害が容易であり、大きくなりがちだからである。権利を実体的に保護することは、他面で創造、利用を阻害するおそれも否定できない。真の知財立国というためには単に既存のコンテンツ産業を保護するという点に固執すべきではない。また、産業保護の観点から、そもそも権利保護強化が必ずしも産業推進につながるとは限らない。企業が自己のリスクで権利保護することですら、知的財産の推進を阻害する可能性すら否定できないのである。デジタル化した現在においてアナログ時代の権利保護がどれだけ妥当するかは再検討の余地があるように思われる。しかし、権利保護をすれば良いというのは単なる産業保護であって、知的財産の推進ではない。知的財産の実体規定については、多種多様な視点からの検討が必要であると思われる。日本の知的財産戦略が、単に「保護」強化を推進するのではなく、「創造」や「活用」を推進

する点にも、十分に配慮されたものとなるよう見直されよう望む。

学術文献の中に記録されている信頼性ある学術情報は、学術の振興のみならず国民の健康と安全にとっても重要な共有財産、いわばパブリック・ドメインにも近いものである。以下の点を要望する。

1) 学術目的の情報および国民の健康被害防止など公益目的のための学術情報の、円滑な流通を促進するために、著作権の権利制限を国策として検討する。

2) この対象としては、紙媒体の出版物のみならず、電子媒体の出版も含める。

学術文献の円滑な複写利用の促進のため、1) 国内における学術著作物の複写利用に関する著作権の処理システム一本化、2) 学術研究活動を阻害しない適正な著作権料金の設定など円滑なシステムの構築、3) 許諾対象著作物(権利委託著作物)の適宜アップデートとその公開、を要望する。

日本は知的財産戦略を重視するのであれば、積極的に著作権を「緩く」設定し、2次利用を自由に解放する方策をとるべき。「著作権」自体をごくごく狭い範囲に限定したものに定義しなおし、著作権法の改正を早期に行う必要がある。

著作権の保護および利用のバランスを図り、健全な文化および産業の発展を促進するという観点から、著作物の公正利用を認めるための制度的枠組みを検討することを、推進計画の一項目として追加することを提案する。著作権法においては、第30条以下に著作権の制限規定が限定列挙されている。このため、たとえ著作権者の経済的利益を害さない著作物の公正利用や付随的利用(たとえば、カタログ内の商品写真の背景に著作物たる絵画等が映りこんでしまうことや、情報通信機器の利用に伴い日常的に行われるキャッシュ等)であったとしても、制限規定に定められた利用に該当しない限りにおいては、形式的に著作権侵害に該当する可能性があり、著作権者の権利行使の結果、利用者の利益や企業の経済活動を阻害するおそれがある。上記より、著作権者の経済的利益を害さない著作物の公正利用や付随的利用を、著作物の公正利用として認めていくための、制度的枠組みを検討すべきであると考えられる。

魅力あるコンテンツの創造

コンテンツ・クリエイターが自由に参考にするのできる「肥やし」となるコンテンツをどれほど用意できるか、という点こそが、文化の発展の決め手になる。ひいては、商財としてのコンテンツの充実にも繋がる。再利用可能なコンテンツの領域として、著作権フリーな「パブリックドメイン」を設定し、豊饒な文化(ひいては商財)の基礎を整備する、といった視点が是非とも必要。様々な振興策はあると思うが、これほどコストが低く、効率の高い施策はないのではないかと。著作権・著作隣接権を現在保持している者は、近視眼的に既得権益を守ることに汲々とし、著作権保護期間を延長し、パブリックドメインを狭めようとする傾向にあるようだが、そんなことではコンテンツは先細る一方で未来はないと考える。

・戦略本部において「知的創造サイクル」との言葉が語られるとき、資本的な側面のみがクローズアップされるが、若い世代が「クリエイター」としての技量を獲得しなければ、如何に資本的な側面を保護しようとも、知的創造は促進されないのである。

・日本国民、特に若い世代が将来優れたクリエイターになる為には、よい作品にたくさん触れることが必要である。従って、図書館、レンタル業者、中古品販売店等、国民が無料であるいは安価に作品に触れる機会を提供する事業者等を積極的に保護す

ることが知的財産の創造基盤の整備には不可欠である。

・優れたクリエイターになるためには、既存の作品から多くを学ばなければならない。既存の作品を模倣したり、自分なりにアレンジしたりして、自分なりの作風を確立するほとんどのクリエイターにとってそのような時期が不可欠である。ところが、現行法では、私的使用目的の改変であっても同一性保持権侵害にあたるという見解が根強い。したがって、私的使用目的の改変は同一性保持権侵害に当たらないことを著作権法上に明記することが、優れたクリエイターの育成のためには不可欠である。また、同様の理由で、国や地方自治体が所蔵している絵画等の芸術作品を若きクリエイターが模写、模倣する機会を設けるべきである（クリエイターの育成に熱心なフランス等では既に当たり前になっていることである。）。

クリエイターの育成には著作物の自由な利用が不可欠である。一連の保護強化は、こうした自由で適切な利用さえ制限しようとしている。知的財産を推進するのなら、「真に製作に携わる者」の保護と、著作物の適切で自由な利用を認めることが必要である。

日本においても、ライブ活動でアーティストの生活費等を稼ぎ出せるようにすることが必要である。しかし、そのために壁として立ちはだかっているのは、日本国内における会場使用料の高さである。だとすれば、国や地方公共団体が運営している質の高い音楽ホール等を、大衆音楽等におけるライブ活動にも活用させるとともに、その使用料を、他の先進諸国における会場使用料と同程度か又はそれ以下に抑えることが有益である。

コンテンツビジネスにおいては、クリエイターとプロデューサーとの間の標準的契約モデルを作成し、コンテンツの飛躍的拡大に寄与すべきである。

クリエイターの権利の保護を！クリエイターと会社の契約内容において大きく不利な内容である場合も少なくないし、新人でまだ業界慣習とかに不案内なクリエイターを安く使ったり、タダ働きさせる例は多々ある。国レベルでの相談窓口が有っても良い。契約の実態調査も必要。

「見れば楽しい」、「売ればいい」だけのコンテンツ制作ではなく、受け手としての人間の感覚に対して感性科学的に配慮した「安全な」コンテンツ制作振興と人間感性の利点を最大限に活用できる人間性豊かな「感動」を与えうるコンテンツ制作振興を政策に反映させる。

「適度に質が高く、かつ適度に安い」コンテンツを主力商品として推進してほしい。コンテンツ産業については、高くても買ってもらえるものを目指すという考え方もあるようだがその為に割高感のあるものになってしまったり、お金の余裕のある人しか購入出来ないような、いわば贅沢品のような状態になってしまったりは、文化の育成という観点からマイナスであろうかと思う。不毛な価格競争は避けるべきとしても、国民の大半が気軽に買えるような値段でなければ、国民全体で見たときの文化レベルが低くなり、将来を担うべき人材が育たず、結果として競争力が低下してしまうと思う。最近、「知財ファシズム」とか「知財ファシスト」という、知的財産保護を万能と考える人を揶揄する言葉がある。知的財産推進計画が、知的財産”保護”推進計画にならないように切に熟慮をお願いしたい。知的財産は、保護によって守られるのではなく、むしろ、ある程度自由に流通させてこそ、その財産価値が高まる。もし、コンパクトディスクが一社独占規格だったら、標準規格とはなりえなかった。特許権の考え

方から言えば、ソニーとフィリップスが独占する権利はあったのだがそれを無償で他社にもライセンスを与えたことで、産業発展に大きく貢献した。著作権についても同じことが言える。過度の独占権を与えれば、市場を縮小させ、権利者も消費者も、誰も得をしないということになる。レコード輸入権創設や、書籍の貸与権廃止は、市場の縮小につながるもの。再考をお願いする。

「知的創造サイクル」を意識したコンテンツの保護

(音楽レコードの遡流防止措置及びゲームソフト等中古品流通関連については別記)

現在、著作権法及び不正競争防止法において、技術的保護手段の回避等について一定の保護がなされているが、現状、ネットワーク上で多数、煩雑にこれらを回避する重要な情報(シリアルナンバーやソフトウェアの使用に必要なキーに関する情報)が提供されたり、アクセスコントロールの回避について刑事罰がないことから抑止力が十分に働いていないことを鑑みれば、違法対象行為を諸外国の法制度も参考にして検討し直すべき。2004年度以降という形でなく、期限を区切った計画とすべき。

昨年12月から、東京・名古屋・大阪地区において地上波デジタル放送が開始された。また、本年4月から放送事業者は地上デジタルテレビ放送・BSデジタルテレビ放送のコンテンツ権利保護(RMP)を実施している。こうした放送事業者の自主的取組にもかかわらず、放送波に重畳したコピー制御信号に反応しない、いわゆる無反応機器や現行法が及ばない不正な手段が広く出回ることとなれば、放送事業のみならず、コンテンツ産業や映像機器産業などが、多大の不利益を被るだけでなく、番組の編成等に支障が生じ、国民生活にとって不可欠な放送の基盤がゆるぎかねない。こうした状況を防ぐためには、技術的保護手段の回避に関する「著作権法」の見直し、技術的制限手段の無効化に関する「不正競争防止法」の強化が必要である。推進計画の見直しに当たっては、従来の枠組みにとらわれない、適切かつ効果的な法的措置の実施を盛り込むよう、強く要望する。

すべての政府機関および公的機関が、著作権侵害によって複製された作品の蓄積と発信あるいは政府支援のIT資源に対するその他の侵害行為を、効果的に防止し罰することを確保する措置を取る。プロバイダー責任規則等のデジタル・コンテンツの著作権侵害を防止する現在の措置を必要に応じてモニターし強化する。「一時的蓄積」は複製権を含意するとの日本政府の重要な認識を、誰でも入手できる公式声明として公表する。これは、一時的複製の保護の範囲を明確にし、権利保有者に確実性と明確な指針を与える。技術的保護措置を強化する。

いかなるデジタル権利管理システムも市場主導で、政府によって強制されるものでないことを確保する。

「DRM技術」は無い方がよい。もしくは弱い方がよい。

1. デジタルの世界での「複製」とは、0と1のビット列をそのままコピーすれば済む話なので、「DRM技術」は「複製を制御」する為の技術とは言えない。一方著作権者が購入者の個人情報や詳細に取得できるので、制御されやすい。
2. 「CSSの解読」等の「技術的保護手段の回避」は法的には違法かもしれないが、その解読を試みることによる強度の証明は、セキュリティの世界では非常に重要な事である。
3. 「DRM技術」の中には、品質(音質・画質)が劣化する物がある。複製制御音盤は、

再生できない場合があったり、こもった音で再生されたりする。[DRM]ではないがマクロビジョン等は機器を正しく接続し正規品を再生するだけなのに色調がおかしくなる場合がある。

4. 「DRM 技術」の中には、アクセシビリティの低下を産む物もある。例えば複製制御音盤(CCCD)は、レコードショップ等で CD と同じ棚に並んでいる。もちろん点字での注意書きはない。これでは視覚・色覚に「障害」を持っている人にとっては「普通の CD」である。CD 再生機で再生できなくても理由が判らない。

5. ほとんどの DVD-Video には、再生地域を制限するリージョンコード(日本は 2)が設定されている。他国の人に薦めたい英語字幕付等のコンテンツがあっても、その地域で再生できないということがあり得る。私が海外に行った場合も同様である。その場合適法かどうかに関係なく、「視聴できない」ので、私はリージョンを変更するために複製するだろう。これでは、かえって複製を助長するような気がする。

デジタル録画機器の普及は、録画した番組の管理・編集が容易であること、繰り返し再生しても劣化しないというデジタル特有のメリットがあると考えられる。現在導入が進められているコピーワンスは、一回録画した番組のダビングは不可能であり、パソコンなど、機器によっては録画すら許されない場合もある。デジタル方式で記録されたデータは、アナログ方式と異なり、劣化に弱いというデメリットがある。そのため、ダビングによるバックアップは必要不可欠である。コピーワンスで認められている MOVE 機能は、ダビング元のデータが残らない方式である。もし MOVE 中にトラブルが発生した場合、データの保障はどうなるのか。また、編集作業にも大きな制限が加わることも考えられる。業界側はコピーワンスの導入の理由として海賊版対策を挙げているが、アナログ録画は従来どおり出来るとのことで、海賊版は無くならない。逆に、録画に制限が加わることによって、海賊版の需要がさらに増すのではないか。コピーワンスは、このようにデジタル機器における録画を制限し、利用者に不便を押し付ける行為であり、デジタル機器の普及を妨げることにもなりかねない。よって、撤廃を強く訴える。

デジタル化・ネットワーク化が進む中、現在、WIPO(世界知的所有権機関)では、著作権等を国際的に適切に保護するため、放送事業者の保護にかかわる新条約の検討が進んでいる。「推進計画」において、政府としてできる限り早く条約成立を目指す考えを示し、積極的な対応を継続されるよう、強く要望する。また、わが国の放送番組が海外で違法に流通している現状を十分把握し、政府としても対策を講じるとともに、正規の流通が活発化するよう、コンテンツの海外向け販路の拡大等に向けた背策を検討するよう、要望する。

「書籍貸与権」は、貸本業についての話のようだが、図書館の公貸権とのバランスをとるのが非常に困難であると考えられる。著作権法附則第 4 条の 2 の廃止は廃止すべきではない。

書籍に関する貸与権について。現状、レンタルコミック店が新刊市場に影響を与えているとは考えられない。逆に一般消費者から見れば安価で新しいフェイスリットブックに出会える機会を得られる場所である。本当に著作者の権利向上を目的とするのであれば、コミックになる前の週刊誌販売によるインセンティブを設けるなどする等、出版社と著作者の関係を見直すほうが先である。

いわゆる「公共貸出権」について、制度自体の否定はしないが、著作権法に於いて対

応することと財源を国税により拠出することに反対する。文化庁が対象として位置付けているのは「日本国籍を有する者」もしくは「日本国内に居住する者」であると伝えられるが、同様ないし類似の制度を実施している諸外国に於いては、著作権法に於いて対応した場合はベルヌ条約の内外無差別原則適用を免れず国籍ないし居住地による対象限定が不可能である為、別途の立法を実施している事例の方が多数派である。こうした事情を無視し、映画著作物に対象を限定した現行著作権法第38条5項の運用により対応することは、特に当該制度未実施の諸外国（米国など）への対応を始め問題が極めて多く、運用が不可能になることが予想される。現行38条5項を廃止して、映画著作物（及び商業用レコード）に関しても新規の立法により対応することでこの問題点は解決することが可能である。また、財源を国税により拠出することは公立図書館の蔵書が地方税により購入されている点と併せて考えた場合「納税者から二重に分捕っている」と言う反発が予想される。英国に倣い民間基金を設立すべきである。また、この制度は著者への財政補助であり、出版社の救済ではない点を明確化すべきであり、出版業界に対しては世界にも例を見ない半永久的に小売価格を拘束することが可能な現行の再販売価格維持制度を絶対視するのではなく、これまで「再販制度でなければ達成出来ない」と考えられていた様々な理由を「別の方法で」達成することを真剣かつ早急に検討すべきであることを提言するものである。図書館は、その存在自体が「学問の自由」や「知る権利」と直結しており、その利用に対する制約は官・民による情報統制や知的水準の低下に繋がる恐れも有る点を特に強く主張し、その自治が著作権により、或いは著作権を口実に脅かされることの無いよう格段に慎重な議論の許に今後の対応を決定すべきである。

日本の著作権法第35条および36条の改正によって複製および発信の例外に限界があることを明確にし説明する権威ある政府規則あるいは指針や例示を、教育機関、教師および学生向けに発表する。

既存の私的録音録画補償金制度を撤廃するよう提案する。日本の消費者向け電子情報技術産業の持つ力を考慮して、日本国政府が私的録音録画補償金制度の拡大を検討するのではなく、私的録音録画補償金制度に反対する世界的な努力に参加することを提案する。私的複製に対する補償金は、租税と同様に製品の購入価格に転嫁される課徴金であり、本件では私的録音録画補償金は消費者向け電子情報技術製品に対して課されることになる。最初に課徴金制度が導入されたのは1960年代に欧州においてアナログ機器に対してで、これは私的録音録画補償金制度が、著作権法において認められた私的複製の例外について権利者を補償する唯一の現実的な方法であると考えられたことによる。補償金制度は、これまで正確さに欠け、「粗雑な正義」であるとみなされている。この制度は、複製を行わない消費者、個人又は企業に対し、複製する者と同じ価格を技術に対して支払うことを強制するも、デジタル技術、デジタル権利管理（DRM）及び技術的保護手段（TPM）の進展に伴い、補償金制度は不必要かつコストの高いものとなっている。また、補償金制度の範囲と対象製品は、当初の目的をはるかに超えて拡大している。世界の産業が今日支払っている補償金の総額は、多くの国の管理団体の記録が公開されていないため明らかではないが、ある研究によれば年額8800億円の問題となり得るとされている。

一般的な著作物については著作者の死後70年、また生存期間に関係のない保護期間に関しては著作物発表後95年という、現在の世界的な傾向との整合性を保つよう、

日本の著作権法の下、音声録音およびその他の作品の著作権保護期間を延長する。我が国が経済的にも文化的にも真の「知財立国」となるためには、現在我が国の著作権法で死後 50 年までとされている著作権の保護期間を、アメリカや EU 諸国と同等の「死後 70 年まで」に延長すべき。但しその際には、平和条約に基づいて定められた戦時加算と保護期間の延長について我が国と連合国との関係を整理すべき。

著作物の保護機関は、特許など他の種の保護期間と比べて長すぎる。保護期間を延長する著作権法の改正は反対である。なお、映画は特別と考えるべきである。

著作権の保護期間延長については、「知的創造サイクル」を考慮するなら方向が逆。「知的創造サイクル」を意識しコンテンツを創造すると、権利処理の過程で金銭や時間・交渉先不明・利用拒否等が発生する。自由利用を促進するため、可能な限りパブリックドメインのコンテンツを増やすべき。その為に保護期間は短縮されるべき。保護期間は、生存中は創造後 20 年程度、死後は 5 年程度が望ましい。一方、著作者人格権を強化すべきかもしれない。

「著作権等の保護期間」を延長することには反対する。一方的に権利者の保護のみの立場に立つのではなく、著作物の有効利用がなされ文化の発展につながる視点を持つならば、保護期間は 50 年もあれば充分であり、著作権者の保護の名のもとに延長が繰り返される事態は避けるべきである。

「著作権等の保護期間」については、死蔵映画を生む可能性を孕んでいる点で「著作物の有効活用」と相反する考えとなってしまう。著作権の保護を強化するのは結構なことだが、20 年延長するだけでもマスターの所在が分からなくなってしまうものも多いのでは。もしこの提案を推進するのであれば、50 年以降は著作物の管理を第三者登録にする等、なんらかの政策的措置を行わねば、知的財産推進には繋がらないと考える。

知的財産の総量を増やそうと思えば、まずは知的活動を促進する必要がある。ところが、保護という対応方法は、むしろ知的活動を抑制し、衰退させる結果となる可能性を大きく内包させている。例えば、映画に関して保護期間を 50 年から 70 年に延長するようなことです。あまりにも長期に渡る著作権保護は、むしろ作品自体の流通を妨げ、いわゆる「廃盤」状態の長期化をもたらす可能性がある。一部著作権者の利害のみを優先した法的措置は、業界全体としては衰退もしくは寡占化をもたらす。むしろ保護期間を 10 年から 20 年程度とし、以後の自由流通を促す方が映像・映画の鑑賞者および制作者にとって全体利益を増大させると考えられる。

版面の作成はビジネス上の工夫にとどまり、著作権法で保護するほどの創造性は認められない。「版面権」の創設には反対。

コンテンツ利用に係る関係者間の合意形成の奨励・支援等については、より具体的に検討されるべきものであると考える。特に、著作権上の有線放送と電気通信役務利用放送法上の有線役務利用放送の解釈には異なる点があり、著作権法においては「電気通信役務利用放送法に基づき登録された有線役務利用放送事業者の行なう放送は『有線放送』に該当する」と解釈されるべきである。

「e-Japan II」にある「著作権契約システム」には、放送 TV 信号およびコンテンツをインターネット上に配信できる義務的、非自主的あるいは法的な免許を含まないことを確保する。インターネット配信のための著作権契約システムは、放送事業者および著作権保持者双方の同意が必要であることを確保する。そのようなシステムへの具

体的な措置は、意味あるパブリックコメントの対象とすることを確保する。インターネットを通じた著作権侵害は、国境を越えて行われるので、ダウンロードにより複製を行うものの複製権侵害についても、他国の動向も踏まえて検討すべき課題である。

ファイル交換ソフトを用いて、違法な著作物をダウンロードする側は、私的使用目的の複製であれば著作権侵害を一律構成しないというのは広きに失すると考える。ファイル交換ソフトの種類によっては、ダウンロードしたものがそのまま公開される仕組みなので、ファイル共有する目的で複製しており私的使用目的での複製ではないといえる。しかし、ファイル交換ソフトの仕様や設定によって、ダウンロードする側の規範・責任が決定されるのが妥当かは疑問であり、そのような仕組みでなくともファイル交換においてはダウンロードという需要があるからアップロードにより供給されるわけであり、その結果、ファイル交換ソフトにより著作権者に対して甚大な損害を与えている現状を看過してはならない。違法な著作物の供給を望みそれを取戻した者について一律私的使用目的という枠内で保護に値するかは十分検討すべき課題である。インターネットを通じた著作権侵害は、国境を越えて行なわれるので、ダウンロードにより複製を行なう者の複製権侵害についても、他国の動向も踏まえて検討をすべきである。

現在の計画は、とりわけ著作権に関する事項に関しては「著作権者の気に入らないことは何でも禁止出来るようにすればいい。それが世界に通用する日本の『知的財産戦略』である」と言う情報産業企業の論理に著しく偏った内容となっており、各事項に関して「消費者利益等の観点を含めて総合的に検討」することを求めているにも関わらず、一般消費者を代表する本部員並びに専門調査会委員が不在であると言う極めて異常としか評価し得ない状態で計画が遂行されている。特に、昨今は現行の再生機器での正常な再生が保証されていないうえ発売元が「返品・交換には一切応じない」と言う消費者契約法第10条違反の可能性すら指摘されている「コピーコントロールCD」と称する欠陥商品が「著作権保護」を大義名分に掲げて日本を代表する大手レコード会社によって濫造されていたり、一般に広く普通名詞と捉えられている「NPO」「ボランティア」等の商標を特定出版社が商標登録し、NPO法人による機関誌等の出版活動が著しく制約される恐れが出ているなどの、巨大情報産業企業による知的財産権を大義名分に掲げた半ば暴力的な行動が顕在化している点は非常に危険な兆候である点に対しては、強く警鐘を鳴らすものである。「公開されていても誰も利用出来ない著作物は、公開されていないのと同じである」。この前提に基づき、未だ活用に至っていない独占禁止法第100条による強制ライセンス許諾命令の特許権以外の知的財産権（特に、著作権）への射程拡大や、情報産業企業の間で蔓延している独占禁止法軽視の風潮を醸成する要因となっている同法第21条の完全撤廃、第23条の「ただし、当該行為が一般消費者の利益を不当に害することとなる場合」に新聞・出版・音楽の各業界が該当していると言う指摘に対する徹底的な再検証の実施を強く求めるものである。

流通の促進

現在、権利者情報・コンテンツ情報に関しては、各分野ごとにデータベースの構築が進んでいるが、映像等コンテンツ全般の流通促進のためには、権利者の保護にとどま

らず、利用者の利便を図るため権利者とコンテンツホルダーが一体となって、それぞれが構築したデータベースを連携させ、利用者が簡易迅速に権利所在情報を知ることができるよう統一的な窓口を設けて公開することが必要。現在、民間において、このようなシステムを構築するための取り組みがなされているが、これらに対する支援を積極的に行うべき。

ブロードバンド上におけるコンテンツ流通の更なる促進を実現するために、ブロードバンドを利用した電気通信役務利用放送(有線)の著作権法上の解釈を「有線放送」とすべき。これに則り、第4章3.(2)を『新たな流通経路への活用に関する関係者間の合意形成を促進すると共にこれらを円滑にするための著作権法解釈等の整理を行う』と修文した上で、第三項目として以下を追加すべき。『iii)電気通信役務利用放送の著作権法上の解釈を有線放送とし、コンテンツが円滑に流通する環境整備を行う。』

テレビの難視聴解消に向け既存の有線放送電話施設を利用し比較的成本のかからないIP(インターネットプロトコル)ベースのテレビ再送信を計画しているが、現行法の中ではこのIPによるテレビ再送信について著作権法上の放送としての定義が明確でないため、放送事業者の許諾がおりない。今やテレビ放送は国民のライフラインであり、放送事業者としての責務もさることながらナショナルミニマムの実現という観点から、現実としてテレビ難視聴を抱える地域においては、地域住民の生存権を優先した弾力的な運用が図れることを要望する。

業界の競争を促進し、国際競争力を高める一つ的手段として、再販制度の対象となる商品について、一定範囲で小売店の裁量を認めてはどうか。例えば、出版社等の希望小売価格に対し、15%程度までの値引きを任意に行えるようにする。あるいは、これに加えて販売後18ヶ月(この期間は、当該商品が絶版になるほど長期間では意味がありません)経過時から、自由に値引きできるようにするという。基本的には、フランスの例を参考に、さらに柔軟性を強化したイメージ。現在、書籍においては返本率の高さが問題となっているが、こうした一定期間を経て売れ残った本が返本となるのは非常に無駄だし、安くなっても売れた方が、文化保護育成の面でも良い。本の購入を控え、図書館で読んだり、新古書店で買う人が増えているが、こうした人の一部は、新刊本の値下げによって再び新刊本を買うようになるのではないか。

著作物の利用を促進するために、著作権法第六十七条における「著作権者の不明その他の理由により相当な努力を払ってもその著作権者と連絡することができないときは、文化庁長官の裁定を受け」といった負担無しに、単純に相当の保証金を供託することで著作権を利用できる仕組みを整備してはどうか。音楽においては、JASRACなどがある程度信託契約の形で扱っているが、どうしても利用の範囲が限られてしまうし、公表されていても信託契約がなされていないような作品では利用できないという不便がある。そこで、全ての公表された著作物について、適切な使用料を支払うことで、容易に著作物が利用できるようにできればよい。また、同一性保持権により、編曲や訳詞、パロディなどについては、直接著作者の許諾が無ければならないため、これらの作成は非常に敷居が高くなっているため、こうした二次的著作物の作成・公開については、「二次的著作物であることを明記した上で、著作権者の氏名表示権を侵したり、単なる盗作に過ぎないことが明白であるなどの特段の事情が無く、適切な使用料が支払われる」限りにおいては、著作権者はこれを許諾しなければならないと

してはどうか。

現在、国内のソフトウェア価格は海外に比べて高い。例えば、ハリウッド映画のDVDは¥1000～¥2000台で売られているのに対し、日本の映像作品は¥5000～¥6000、或いはそれ以上が普通である。音楽CDを見ても、再販制度の維持により、CDアルバムが¥3000前後と、諸外国に比べ割高となっている。音楽CDを例にとると、クリエイターに渡るのはその価格の5%程度で、残りの95%は流通やレコード会社、関係団体に消えていくと聞く。このように、製作に携わる人は本来得られるべき利益を享受することが出来ず、消費者は高い値段を押し付けられ、利益を害されている。日本が知的財産立国を目指すのなら、複雑な権利関係を整理し、クリエイターと消費者を近づける流通構造の確立が必要である。これにより、消費者は安価に著作物に触れることが出来、著作物に対する需要が高まる。一方、クリエイターは適切な利益を享受することが出来る。インターネットの普及が進んだ今、こうした合理的な流通構造が求められるのではないか。

アニメ分野に関していえば、テレビ局がアニメ制作会社に支払う報酬の下限を法律で決めることによって、アニメが安く買い叩かれている現状を改善するのが先決である。その上で、アニメ制作を実際に支えるスタッフたちが健康で文化的な生活を送ることができるように、労働者保護ないし下請け保護法制を整備し、厳格に適用していくことが必要である。テレビ放送事業は免許事業であり数が限られているのに対し、アニメ制作事業は自由な参入が許されているために、アニメ制作の受注という場面においては価格形成の力関係にゆがみが生じているのであるから、法律でこれに介入してこの力関係のゆがみのある程度是正することは十分許される範囲内というべきである。

コンテンツビジネスの拡大のためには、取引の適正化および構造改革が継続して行われることが必要不可欠であるため、2004年度以降も引き続き、役務取引ガイドラインだけでなく独占禁止法関連の各ガイドラインの作成または見直しを継続することを提案する。取引適正化の検討が必要であると考えられる事例の一つに、携帯電話の各キャリアとコンテンツ業界との関係がある。インターネットは通常オープンなネットワークであるが、携帯電話閲覧用のインターネットの場合は、携帯電話機器の特性上、キャリアが認定、登録するサイトとそれ以外のいわゆる「勝手サイト」に大別され、前者の登録されたサイトのみ、携帯電話からのアクセスの便が図られる等、コンテンツ業界に対するキャリアの影響力が過大となっている。また、利用者が携帯電話上で支障なくコンテンツを閲覧、利用できるようにするためのコンテンツの開発には、コンテンツ業界に対して適切かつ公平に、携帯電話の機器の特性や仕様が開示され、共有されることが必要であるが、現状ではキャリアが恣意的に情報を開示しているおそれがある。上記より、携帯電話向けコンテンツビジネスの拡大および取引適正化についても、一層の検討がなされることが必要であると考えられる。

・「コンテンツ安心マーク」について

違法・不正利用のコンテンツや社会的規範にそぐわないコンテンツが社会問題化する中、その利用を排除し、社会的に正しい形態でのネットワークコンテンツの流通量を拡大するシステムが必要である。これについては、コンテンツ事業者等関係事業者が自主的に提供・発行する「コンテンツ安心マーク」制度を検討することとされているが、その検討を踏まえた上で、多様な主体から幅広い参加を得る必要があることが

ら、政府において主導的に実証実験を行うことが必要である。

・多彩なコンテンツ流通基盤の整備について

整備が進む情報通信インフラにおいて拡大しつつあるコンテンツの流通をさらに加速化するため、家庭でダウンロードしたコンテンツを携帯電話に移動して視聴する、あるいは外出先から家庭内サーバーにアクセスしてコンテンツを視聴する等の、ユビキタス時代の多彩なコンテンツ流通形態や利活用形態に対応して、コンテンツの権利が的確に保護されつつユーザーの利便性も確保されるようなコンテンツ流通基盤の整備を推進する必要がある。

・誰にでも使いやすいインターフェース技術開発の推進について

ユビキタスネットワーク社会においてデジタル放送やインターネットが連携するなどコンテンツの所在や流通手段が多様化する中、ユーザーが嗜好するコンテンツを誰でも簡単な操作により利用できる使いやすいインターフェース環境の整備を推進する必要がある。

・文化遺産コンテンツ、Web情報のアーカイブ化と利活用の推進、地域に根ざしたコンテンツの制作・流通の促進について

美術館・博物館等の所蔵品、Web情報として存在する有益なデジタル・コンテンツ等のアーカイブ化を進めるとともに、これらコンテンツを、著作権等を保護しつつ、有効に利活用していくための実証実験を推進することが必要である。また、地域に根ざしたコンテンツの制作・流通を促進することも必要である。

第5章 人材の育成，国民意識の向上に関するもの

1. 一般国民に対するもの～タウンミーティングを市町村レベルまで、実施する。

2. 事業体を対象に～企業内インストラクターの育成(その国家資格の創設・その教育制度の充実 (その通信教育制度の創設等))

3. サラリーマン等企業人を対象に～関連知識を持った人を育て、これらの人のレベルアップのため『ビジネスキャリアー制度』の充実(厚労省 - 中央能力開発協会) このための教育制度・試験制度の更なる充実

4. 専門家の育成と充実

パラリーガルの国家資格の創設とこの教育制度・試験制度の充実

知的財産協会の実施する『知的財産検定』等民間団体の実施に対する支援(弁理士協会後援の試験制度)

5. プロフェッショナルの育成と更なる充実

分野別専門化制度の創設～金融(デリヴァテヴ等)・バイオ・情報通信・エレクトロニクス等各分野ごとの専門化制度の創設とそのための教育制度の充実・その試験制度の創設

弁理士・弁護士その他に法務分野では、司法書士・行政書士・社会保険労務士等の制度がある知財部門のこれら弁理士・弁護士以外の資格制度の創設とその教育制度及び資格試験制度の充実

『知財コンサルタント』制度創設の資格試験の実施～知財のビジネス化のための専門化制度の創設が必要。(これこそ一番緊急に望まれると考える。)

専門人材の育成、知的財産教育・研究・研修の推進

知的財産権に関しては法学的な研究は数多くなされ、議論も活発であるが、知的財産権にまつわる経済学・社会学的観点からの研究が活発でないので、このような研究が数多くなされるよう環境を整備すべき。

附記弁理士の活動について実体を調査し、特定侵害訴訟等における更なる弁理士の積極的活用等について、引続き検討を行うべきである。

昨年度の推進計画第5章1.(1)の「・・・特定侵害訴訟における単独受任等の検討を含めた弁理士の積極的活用について、2003年度以降検討を行う。」と同趣旨の計画項目を明記する。

知財の開発は、知的創造と訴訟力の具備が結合して始めて、国際競争力ある知財権として結実し、その価値を發揮し得る。「弁理士法により国家認定された知財専門家」として、上記知財法体系の特質に熟達した弁理士が、総合戦略の全局面においてその機能を果たすため、また、国民と企業の受任者選択の利便のため、弁理士に、知財訴訟単独代理権を認めるべきである。

現段階では、まず付記弁理士の共同受任自体の内容の充実を図らなければならない段階にあり、かつ、人材不足の事実はないことから、「いわゆる付記弁理士について、・・・特定侵害訴訟における単独受任等の検討も含めた弁理士の積極的活用等について、2003年度以降検討を行う。」とある部分については推進計画から削除されるべきである。

知財専門職大学院での知識習得を弁理士試験と関連させる新たな制度を、現行試験制度と併せて設けるべきである。

弁理士の研修について、特許庁や知財専門職大学院の活用を進める。

プロセス教育における研修のあり方として、例えば、専門職大学院を知財の分野において立ち上げ、その制度と弁理士試験とを制度的に連携させる。

発明・商標・著作物等、知的財産の創造・保護・活用の「知的創造サイクル」に一貫関与するのに必要な実務能力と、独立した専門職としての訴訟代理等紛争解決権能とを備えた新弁理士を育成するため、研修にプロセス研修を導入し、弁理士試験制度もこれに適したものとすよう見直す。

特許権等に関する侵害訴訟等の知的財産権関係訴訟に関し、訴え提起後のみならず訴え提起前においても、日本弁理士と依頼者との間で交わされた情報文書については開示免除が認められること、を明確にする法律の規定を置くことが必要である。

日本弁護士連合会は、大学、大学院、その他研究機関、各企業等における知的財産教育についても、研修等種々の方法で協力を惜しまない所存であるため、知財に関する人材育成の施策策定において、その点、配慮していただきたい。

国際化が進展する知的財産制度に対応して、国内専門家・代理人(弁理士)制度を強化することが国益確保のために必要である。

ある特許事務所に特許出願の依頼をしたら、担当者がかわりできあがりの原稿はそれはひどいものだった。書類は弁理士が作成したようになっているが、現実には弁理士は名前を貸しているだけで、原稿を書いていない。しかし、料金は弁理士が書いたものと同じだけしっかり請求される。明細書を書いていない弁理士が名前を貸すことによって高額報酬を得るというのは犯罪ではないのか？弁理士の名板貸しは禁止して、新しい資格(特許ライター)を設け、特許明細書の作成は、弁理士もしくは特許ライ

ター以外のものはおこなってはならないとしてみてはいかがか？

知的財産の専門家として、弁護士と弁理士の質と量の充実があげられているが、なぜ行政書士はこの中に含まれないのか。著作権をはじめとして、種苗法関係など、知的財産の多くは行政書士の業務となっている。行政書士は明らかに知的財産の専門家。業務範囲が広いと、知的財産に暗い行政書士もいるが、それは弁護士も同様だ。

国民の知的財産意識の向上

知的財産制度への国民各層の理解と知的財産政策への参画を促すような施策を盛り込むべき。

国民の知的財産意識を向上させるためには、知的財産権諸法によって規制される範囲を国民の常識に合致させることが肝要である。エンターテインメント業界の声にのみ耳を傾け消費者の意向を無視して新たな知的財産権を創設した場合、これを守らなければならないという意識が国民に根付かないのは当然である。「中古品の販売は犯罪である」「正規品の並行輸入は犯罪である」「図書館がベストセラーを貸すのは問題だ」などという常識とかけ離れたことを幾ら教育により植え付けようとしても、それが根付かないのは当然なのである。国民が日常的に行っている行為でも厳密に言えば著作権侵害とされている場合が少なくない。このようなことを国民が知れば、国民は知的財産権諸法など守ろうという意識が薄れていくのは当然である。そのような事態を回避するためには、「フェアユース」規定を創設し、国民の知的財産権意識に法律を近づけることが肝要である。

音楽レコードの遡流防止措置に反対する意見 - 301 件

(意見の主な内容)

「知的財産推進」という標語を掲げつつ輸入盤 CD を禁止するというのは、知的財産の所有者である著作権者を保護するのではなく、単に業者であるレコード会社の利益を保護することにしかならない。こんなことは、文化庁や政府の行うべきことではない。銀行と同様の失敗を繰り返すだけである。再販価格制度によって高価な CD の価格維持を図った結果、国際競争力が無くなっているのが日本のレコード会社の現状である。CD 流通のコストを下げ、日本の著作権者(アーティスト)の音楽を広く流布させることが「知的財産の推進」で為すべきことである。再販価格制度は廃止し、海外のレコード会社とフェアな競争をすることが、遠回りなようで結局日本の知的財産を推進することになる。日本のレコード会社の保護などはする必要はない。また、CCCD やデジタル放送のコピープロテクトなど、レコード会社といった業者の過剰な著作権要求が情報家電機器の普及を阻害し、日本の知的財産として確立すべき家電業界の弱体化を招いている現状を正しく理解すべきである。

現在の CD の価格は一番感性を養う必要のある世代に対して適切な価格ではない。この法案で守られるレコード業界は企業努力もせず、90年代に迎えたバブルから目が醒めていない。他の業界はバブル後の不況を自分たちに都合のよい法に頼らずに乗り越えてきた。レコード業界もこの不況を自力で乗り越える必要がある。法改正をしてもレコードが売れる保障はなく、逆に日本の洋楽ファンを音楽から遠ざける結果になると思う。文化を守るのか企業、業界を守るのかよく考えて著作権を改正すべき。消費者が今回の法改正を知らないと思ったら大間違い。消費者は誰がこの法案を推進し、誰がこの法案で得をするのか、この法案で著作権が改正されたらどういう世の中になるのか見ている。

確かに我々が無料で CD を配布したこともあったが、その間違っただけの人間のせいでは何故、間違っていない我々の権利が奪わなければならないのか? CCCD は、全体的に見て音質が悪化しており、爆破し、プレイヤーを破損するという事も実際、起こっている。その上、当初の目的であるコピーコントロールもあっさり潜り抜けることが可能なものになっている。ともかく、CCCD より安くてプレイヤーを破損する恐れのない海外版を買い求めるのは自然なことではないか? それに対して、国内のレコード会社が対応する事で、向上するはず。

今回の「著作権法の一部を改正する法律案」については、まだ再検討の余地がある。この法律案で実施されようとしていることは知的財産戦略本部のコンテンツ専門調査会で、これからの方向性として出されている以下の5項目と全くかけ離れたものになっている。

音楽産業業界は、CD 逆輸入ばかりか、インターネットによる正規の音楽ダウンロード販売も妨害しており、かような利己保身にのみ走る姿勢は、一消費者として承諾も黙認もできないものである。音楽業界は、自らの間違いを不法コピーに転嫁しようとして、CCCD などの対策をとったが、その結果はかような方向が全く間違っている事を示しただけだった。その業界の提案する改正案などが、まっとうな効果を生む訳がないであろう。

英米の輸入盤を輸入禁止にする気がないのなら、その言葉を法案に明記されてもいっ

こうにかまわないはずなのにそれを拒むのか？口約束が前提なので、あきらかに禁止もあるという、そういった危険性があると思えない。とにかく法案に「英米の輸入盤はのぞく」の明記を確実に入れることを重ねてお願いする。それか他にもアジアの海賊版対策はいくらでもあるはず、このように著作権を使って法律を作るものではない。

英米の輸入CDを全部日本盤に切り替えたとしても、全世界の商業用レコードの8割以上を支配する「5大メジャー」は全て日本現地法人を置いており、アメリカの値段（約12ドル）で日本へ輸出するよりも日本で輸入を禁止して同じタイトルを日本では「世界唯一」の再販制度で2倍前後の値段を付けて「国内盤」として発売する方が儲かる。高い国内盤と競合する輸入盤を禁止出来るのなら親会社にとってもそれに越したことはない。そして、今年7月から発効する日米租税条約によって日本ではライセンス収入や配当金にかかる税金が一切かからなくなり、その分だけアメリカの税収が増えるからアメリカ政府に反対する理由は何一つ存在しな。このように日本の利益は殆どアメリカに流れ込む形となるが、これが国益か？

輸入権で保護されるのは直接の著作権者ではなく、著作隣接権者、それも実演家や製作者ではなく、レコード製造・販売者という、本来、レコードというメディアが存在しなければ権利者足り得ないような「過渡的な」隣接権者に過ぎない。現在、インターネットの普及などによって、これらの「過渡的な」隣接権者の利益が目に見えて減少し、危機に瀕していることは理解するが、今回の輸入権は、これら「別のメディアの普及により必ず衰退・消滅する」隣接権者の権利ばかりを保護し、他のあらゆる権利者、あるいは著作物全般の利用者の利益を著しくないがしろにすることでのみ成り立つような「奇形」的な権利であるように思われてならない。音楽ビジネスは、もはや「レコード製造・販売者」の介在を本質的には必要としておらず、すでにそれらが足かせになりつつあるような段階まで成熟しつつある。30年前ならいざ知らず、21世紀を迎えたこの時点で、インターネットや輸入盤の並行輸入などによる「知的財産の安価な利用可能」状態を、いずれ消えていく運命にある「過渡的な」業者の保護のために全てないがしろにしてしまうのは、もはやありえない選択である。

文化庁などは米5大レーベルから、権利行使しない旨の確認を取ったと説明しているが、こういった立場の人の発言かも不明で、文章化されてもおらず、しかも何の法的拘束力もないもので、万一、この改正法案が通ってしまったら、彼らが権利行使に及ぶことは火を見るより明らか。それは貸与権における付帯決議が反故にされた前例を見ても明らかだし、またオーストラリアが輸入権を廃止するにあたって、米国が廃止をしないように圧力をかけたとも聞く。そもそも、日本の音楽CDの値段が適正でないことが売上低迷の要因であり、英国やタイでは、音楽CDの価格を値下げしたことで、逆に増収となった。日本のCDも適価になればアジア諸国との差異は縮まり、輸入コストを考えればあまり意味がなくなるので、おのずと邦楽盤輸入はなくなるのに、わざわざ条文化するというのは解せない。しかも、今後はネット配信の拡大が予想され、レコード型の産業がいつまでも現在の規模を保てる見通しもないのに、このような法案が残ることは、将来に禍根を残さないとも限らない。このような保護政策はレコード産業の国際競争力の強化に役立つものではなく、むしろ業界の衰退を早める結果にもなりかねない。目先の利益ばかり追い求めることで結果的に売上減の要因を招くばかりではなく、クリエイターの育成の面でもマイナスとなるこの施策には反

対。

日本人アーティストの海賊盤 CD の輸入を規制するのなら納得出来る。なぜ海外アーティストの物まで規制されなければならないのか?海外盤と日本盤では同じ CD アルバムでもジャケット画が違っていたり、収録曲が異なったりと販売国によって特色を持つことが多々あり、リスナーはそれらの違いを楽しみながら、文化の違いを感じ学びとることが出来る。文化の国際交流を、この法案は潰してしまうのではないか?参議院の文教科学委員会を見たが、要するに日本のレコード会社が許可した外国の大手5社は組合費払ってるから輸入は可能だが、その他の外国の登録されてないレコード会社の輸入CDはすべて輸入禁止とすると言う内容と考えた。これは勝手な独占販売システムの確立、自由貿易でなく民主主義の考え方ではない。

改正著作権法の施行により、従来であれば簡単に購入可能であった商品の入手機会が制限される事態が発生し得、かかる状況が、国民から多種多様な文化に接する権利を奪い、海外文化について知る権利を奪い、ひいては豊富な文化遺産を吸収して自己涵養に資する機会を奪ってしまう危険性があることを懸念する。国民の大多数が情報市場にアクセスする機会を実質的に奪われたままで放置されている状況を想像は憲法で保障された幸福追求権、ないし「知る権利」に対する重篤な侵害に他ならない。昨今の著作権をめぐる議論では、送り手 - 実際は送り手を取りまくレコード会社などの周辺産業 - サイドが既得権益を維持せんがためにする発言が突出する一方で、消費者の権利(市場における自由な選好・決定権)保護という視座からの考察が欠落しているように感じられてならない。昨今の輸入盤の低価格化と国内盤の質的向上は、市場における両者間の競争の恩恵だが、改正法案は、時間をかけて市場が営々と形成してきた今日の音楽業界の地図を一気に国内盤有利な状況に塗り替え、なおかつ制度的に固定化せしめるものといっても過言ではなく、一消費者としては到底容認し得るものではない。

正しい国際理解に基づく他国との平和的協調を国是とする我が国にとって、芸術表現を通して海外の人々の多様な感情表現のあり方を知るのは重要かつ不可欠なことだが、そうした海外文化のなかでも大きなウェイトを占める音楽の輸入がシャットアウトされ、触れる機会が乏しくなるということは極めて由々しき事態。

この法律ではアジア諸国からの日本語曲の輸入盤だけでなく、洋楽の輸入盤までも規制される。今のところ個人輸入はできるように伝えられているが、これでは中小のみならず、大手のレコード店さえも倒産する。ただでさえ、不況で何万もの中小企業がつぶれているのに、それに拍車をかけるような法律を可決するつもりか。日本版が発売されていない作品は輸入さえもできなくなれば、違法なネット音楽配信を利用するしか海外の音楽が聞けなくなることもあり、それで取り締まられる人を増やすことは理にかなっているか。

直輸入CDがどうのこうの言う前にお客様に満足したサービスを提供しているか?消費者、お客様の顔が見えてるのか?日本レコード会社のやり方が悪いのに言いがかり。しかも洋楽の日本盤CDは解説とか言うのが付いていて、音楽家よりも、えらそうに勝手に日本のジャーナリストの文章が中に書いてあり日本人で嫌いな人も多い。輸入版の方が国内盤よりも先に発売されている。その国内版を販売するのかどうかはいつ頃決まるのか?決まるまでは、規制されるのか?完全にこれは国内版が出ないと決められた時点で、その輸入版は入れてもいいということになるのか?完全に国

内版を出さないことに決まるには、どのくらいの間かかるのか？ 国内版を出すかもしれない輸入版として規制されてしまわないか？ 以上の疑問点にきちんと答えられますか？ おかしいと思われませんか？

業者による並行輸入、逆輸入、海賊版の輸入は止めても良い。しかし個人輸入に網を掛けないで欲しい。個人輸入の多くは国内で発売されていないもの、国内で正当な品質で発売されていないものがほとんどである。

邦楽の需要は日本と一部のアジアの国にしかない。もともと文化価値の低い日本の大衆音楽の垂れ流しを続けて低迷するレコード業界の利潤を守るために、多様な需要を支えている輸入盤の全てが対象となる輸入権を認めるなどナンセンス。日本のレコード業界はもっと努力をするべきだし、文化としてもっと海外に発信できる音楽をつくって利潤をまもるべき。

逆輸入盤の規制になぜ法律の改正が必要なのかがまったく理解できない。それは市場を広げた日本のレコード会社が自身で対処すべきこと。逆輸入が発生したとしても、それはアジアにまで市場を広げたメリットに付随する避けられないデメリットであり、デメリットがメリットを上回ると感じればアジア進出を止めればよいだけの話。海賊盤対策は必要だが、規盤である逆輸入盤に対する対策は各企業が自立でやるのが筋ではないか。邦楽、洋楽の区別が出来ないからと一律に定めてしまうのも問題が多い。今のところメジャーレーベルが輸入権を行使しないということになっているようだが、海外の企業の同意を得て、初めて運用にいたる状態になるような穴だらけの法律案など聞いたことがない。

私が、業界がいつかは洋楽 CD の輸入を禁止するのではないかと危惧しているのは、かつてのレンタルレコードに関する法案があるから。付帯決議では除くようになっていたが、レコード業界はそれをあっさりとして無視した。

CD店を個人経営しているが、この法案のままだと、広範囲の洋楽CDの輸入規制に発展しかねまず、我々、善良な洋楽CDを扱う商売側にとって死活問題となってくる。レコード会社の人間以外の現場がわかる人の意見を聞かれたのか？ 洋楽の並行輸入が規制されれば、具体的に、下記のような海外盤との価格差だけでは語れない問題が即、発生する。

消費者側

- 1) 仮に海外盤は特別仕様の豪華パッケージでも輸入不可。洋楽ファンが最もほしいところ。
- 2) アーティストの旧譜すべてが、海外でリマスターで出直し、消費者は全部揃えたいのにもかかわらず、1枚だけ国内盤が出ているために、肝心の1枚だけ揃わない、といった事にもなる。名盤ほど国内盤が出ている可能性があるため。
- 3) 洋楽国内盤は多々、メーカーで長期に渡り品切れ状態がある。なのに、輸入盤も手に入らない。
- 4) 運搬費等のコストからくる規制外商品への価格負担。結果、総体的な値上がり。

輸入側

- 5) 税関で予想される規制外商品への通関の遅れ。手間。
- 6) 法案に、情を知って、とあるが、輸入盤のリリース・インフォメーションはおおよそ国内盤のリリース・インフォメーションより2、3ヶ月は先行しており、輸入盤オーダー時に判断がつかない。後で、情を知ったとしても、輸入盤の場合オーダー・

キャンセルが難しいし、キャンセルを繰り返すと、外国側と取引信用問題になる。

7) この輸入盤のリリース・インフォメーション時に初回オーダーを躊躇すれば、もし、国内盤が出なかった場合や、輸入規制対象外になった場合、売れ筋の商品がタイムリーに店に並ばなくなる。結果、売上減。

8) 包括的にオーダーを出している場合、オーダー主に何を基準に前もって、情を知らせるのか。これは、包括的にオーダーを受けている海外の輸出側にも言える。音楽のジャンルは多様で国もバラバラ。ある1人の担当者がこのすべてを知るのは到底ムリ。

9) 利益に著しい影響を及ぼした場合のみと補足されているが、曖昧で、輸入業者、仕入れ店側にしてみれば、最悪罰せられるから、たとえ輸入出来ても、リスクが大きすぎ取り扱いを見送るケースが出る。当方のような個人経営店ならなおさらです。

10) 情を知らずしてそのCDをオーダーし、税関に到着時初めて輸入禁止の旨の連絡を受けた場合、そのCD代金や運賃は誰が負担するのか。これをオーダー主が負担しなければいけないのなら、災難以外何物でもない。

11) 結果、自粛から規模縮小へ、売上目減りは間違いない。

つまり、消費者側はたとえ輸入規制外でもほしいCDが手に入りにくくなるし、価格も上がる。善良な業者側にしてみれば、とぼっちりを受けた死活問題。

レコード会社に輸入の許諾権を与えるいわゆる「レコード輸入権」の問題点について。

1 日本からアジアに輸出されたCDが安い価格で日本に「還流」することを防ぐための措置とされているが、報告書によれば、海外から還流しているCDは68万枚と、全体のわずか0.4%である。法案自体が無意味ではないか？

2 法案の理由は「著作権者の権利を守るため」ということになっている。しかし、輸出されたCDも、正規にライセンスされたものなら、売り上げに比例してアーティスト側に著作権料が入る。国内盤には、再販制度（価格カルテル）によって国際水準よりもはるかに高い価格がつけられているので、国内盤には手が出なかったファンも、輸入盤なら買うかもしれない。国内外あわせた売り上げは増え、アーティスト側の受け取る著作権料も増えるだろう。

3 単純に、安価なCDは消費者側にとって利益になっている。「2」にてアーティスト側の利益に問題がない場合に唯一、困るのは、売り上げが増えても利潤の減るレコード会社だけだ。要するに、輸入権は著作権者を守るものではなく、再販による価格カルテルを輸入盤に拡大して、レコード会社の超過利潤を守るものではないか？

4 大きな問題点は輸入盤が安すぎるのではなく、国内盤が高すぎることだ。CDのコストの大部分は録音や宣伝などにかかる固定費であり、空ディスクの価格は1枚数十円にすぎない。逆輸入しても2000円で売れるなら、それが正常な価格であり、これは市場経済では当たり前の価格競争である。自動車も家電も、こうした逆輸入と競争し、価格を下げたり海外生産に移行したりして生き残ってきた。音楽産業だけが政府に保護されるのはおかしい。「国際競争力の強化」を考えるならなおさら無意味な法案だ。

5 報告書によれば、音楽著作物の輸入禁止措置を設けている国は65ヶ国あるというが、それは新たに輸入規制を行う理由にはならない。ほとんどの国が農業保護を行っていることが、農業保護を強化する理由にならないのと同じである。各国が協調して国内産業の保護措置を削減しようというWTO（世界貿易機関）の目的を無視する事

にはならないだろうか？「他の国もやっているから日本もやる」というのなら、まず世界中で日本にしかない音楽著作物の再販制度をやめてはどうか。

6 こういう保護貿易主義に、WTO を所管する経済産業省が関与している事も問題ではないだろうか

7 資源の乏しい日本にとって、自由貿易を守ることが最優先の国家戦略であったはずで、法案自体が大きな矛盾である。

8 売り上げが GDP（国内総生産）の 0.1% にすぎない音楽業界のために輸入規制を行う事は、海外の反発を招くばかりでなく、「知財戦略 = 業界保護」という印象を与えて、政府の国民不信にもつながりかねない。

9 法案可決後、音楽を聴くというきわめて文化的な行為が、経済的な理由から妨げられる恐れがある。特に若年層にとっては深刻な問題であり、将来、日本の音楽文化にも深刻な影響が考えられる。

10 「著作権者の権利を守るため」にまず規制すべきは正規の CD ではないいわゆる「海賊盤」であって、単純な優先順位からいっても今回の正規品に対する「輸入権」は妥当ではない。

「侵害への取締り」を「一層強化」するのも、分からないではない。しかし、ファイル共有ソフトが凄まじい規模で普及し、世界の何千万あるいは何億人の人口がその恩恵に与ってしまっている現状で、「取締りを強化する」などと息巻いて嘯いて、これ見よがしに二人か三人逮捕してもらったところで、そこに説得力のカケラも感じられない。良識のある消費者は知的財産、知的所有権を尊重した消費活動を行なう。ここは消費者の良識を信じよう、というのは多分とんでもない理想論者の言う事だが、知的財産を脅かす全ての要素を叩き潰す、というのも同じ位に理想論であるはず。

ただ、知的財産保護の名目であらゆる規制が上からのしかかり、結果として理不尽に洋楽輸入版が危機に晒されたり、好きなアーティストの音楽がコピーコントロール CD などという訳の分からない銀色の板でしか届かなくなったりという、大衆に対するお偉いさんの猜疑心に基いた規制規制規制の嵐が巻き起こっている社会で、結果として知的所有権を有する人間とその受け手の距離がどんどん広がっていく皮肉な現状よりは、消費者の良識云々の理想論の方に魅力を感じるの自分だけではないはず。

改正法が「邦楽の音楽 CD 等のアジアからの還流防止」という立法目的に必要最小限度の保護のみを権利者に付与するものの、わが国においてこれまで適法に流通していたいわゆる洋楽の輸入盤を通じて消費者が享受してきた利益およびレコード流通業者の利益を損なわないことが明確にならない限りは、音楽 CD 等の還流防止措置の創設に反対する。音楽 CD 等の還流防止措置の創設は、安価な邦楽の音楽 CD 等がアジアから日本に輸入されることによる邦楽の音楽 CD 等の日本における値下がり防止し、ひいては音楽コンテンツ事業を保護し、国際競争力を獲得すること等を主として目的としていると理解している。しかし、かかる考え方は、著作権の保護に名を借りて国内音楽コンテンツ事業者を不当に保護するものであるばかりか、消費者の利益を著しく害するものであり、また、長期的観点からは日本における音楽コンテンツ産業を衰退させ、商品やサービスの自由な国際移転を目指す国際的潮流に逆行するものであると考える。

公正取引委員会は、並行輸入につき、一般に並行輸入は価格競争を促進する効果を有

するものであり、したがって、価格を維持するためにこれを阻害する場合には独占禁止法上問題となるという見解を示している（流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針、第3部第3「並行輸入の不当阻害」参照）。音楽CD等の還流防止措置の創設は、独占禁止法の考え方からは、価格競争を不当に制限するものと理解されるべきものであり、同法の目的に反する結果を招来するものだと考える。また、かかる考え方は、知的財産権に関わる商品についてもあてはまるものであり、裁判所も、商標権に関してはパーカー並行輸入事件判決（大阪地裁判決昭和45年2月27日無体財産権関係民事・行政裁判例集2巻1号71頁）以来、真正商品の並行輸入は商標権を侵害しないと判断してきており、最高裁判所もフレッドペリー並行輸入事件判決でこの立場を踏襲している（最高裁判決平成15年2月27日最高裁民事判例集57巻2号125頁）。また、特許権についても、最高裁判所はベーベース並行輸入事件判決（最高裁判決平成9年7月1日最高裁民事判例集51巻6号2299頁）において、並行輸入は特許権を侵害しないとの立場を示している。同じく知的財産権である著作権のみが異なる保護を受けるべきであるという理由はなく、著作物の並行輸入を禁止できる音楽CD等の還流防止措置の創設は、かかる判例の流れにも反するものである。

平成11年に新設された著作権法第26条の2第2項4号は、国外において適法に公衆に譲渡された著作物について譲渡権が消尽すること（国際消尽）を認めており、音楽CD等の還流防止措置の創設は、著作権の国際消尽を認める著作権法改正の趣旨に反するものである。なお、映画の著作物については、著作権法により頒布権が認められており（同法第26条）、映画著作物の並行輸入が頒布権を侵害すると判断した判例もあるが（101匹ワンチャン並行輸入事件判決、東京地裁判決平成5年7月1日知的財産権関係民事・行政裁判例集26巻2号510頁）、音楽CD等には頒布権は認められておらず、上記判決は映画著作物に特有な問題について判断したものである。

音楽CD等のいわゆるパッケージ商品は、本来国境を越えて自由に流通することが予定されており、音楽CD等の還流防止措置の創設により商品の自由な国際移転が阻害されることは、グローバルな自由貿易を目指す世界的風潮に逆行するものである。WTO協定の附属書のひとつであるTRIPS（Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights）協定やWIPO著作権条約においても音楽CD等の還流防止措置を正面から認めてはいない。

洋楽アーティストのCDが「国内先行発売」という名前の下に、輸入盤よりひどいときは1ヶ月、平均で1週間から2週間先に発売される場合は多々ある。しかし価格が2500円から3000円もする為、本当は一日でも早く聞きたいが、輸入盤の発売まで待たなくては行けない。レコード協会は「ボーナストラックをつけて、付加価値をつけているというが、実際の洋楽ファンにとってこのボーナストラックは1000円近い価格の差を埋めるような曲ではなく、たまたま日本で昔大ヒットしたそのアーティストの古い曲を再度入れたりファンであれば既に他のアルバムに収録されているので意味のないもの。レコード協会は「洋楽の輸入盤には還流防止措置（輸入権）を行使するつもりはない」と言っているようだが、それを保証するためのものは何もありません。「私達を信じて下さい」と言われても、実際に「国内先行発売」と言って高い値段（それも再販制度で価格を決められている）のCDを先に消費者に買わせようとしているレコード会社をどうして信じられるのでしょうか？

還流防止措置を導入するにあたって1)中国や台湾などでは海賊盤がはびこっている

2) そのため、対抗措置上、安価にせざるをえない 3) 安価な海外盤が日本に還流するのは困る 4) そのため、還流防止措置が必要であるという奇妙なロジック。なぜ中国の海賊盤に対抗するために安価にできるものが 還流盤に対抗するために安価にできないのか？

俗に言うパリ条約とは、著作者本人の著作財産権で、レコード会社のものではない。もう一度素人のあなた方は、それにしたがって批准している、日本の著作権法を読み返すべき。海賊版ではない正規な隣接著作物である海外版を、いじくるような、法改悪は反対する。著作権法はレコード会社のための利潤のために存在しているのでは、決してない。

コレクターにとっては、同じアーティストの同じ作品でも発売元の国が違えばレーベルも違う別物。アーティストの所属する本国で発売されたものはオリジナル版として扱われ、とても貴重。それらを輸入版取扱店で一度に触れることができ、価格等検討しながら選ぶ権利がある。日本版は輸入版との価格競争に勝つために、ボーナストラックを入れたり、ライナーノーツをつけたり、立派な付加価値をつけているではないか。海外からもよく日本版が購入されると聞く。やっぱり流通は自由にするべき。日本でも同じ盤が出ているCDというのは世界的に「売れる」と企業が思ったものだけで、「企業が」「売れない」と判断したものは必然的に輸入盤にしか頼ることができない。しかし、輸入盤を販売している販売店は、その「売れる」輸入盤を販売した利益で「売れない」と企業に判断された輸入盤も仕入れ、販売して、「あそこは実に充実した品揃えをしている」と消費者に判断され、その営業をキープしている。今回の輸入盤禁止が通ると、店頭から「売れる」輸入盤は姿を消し、すると結果的に輸入盤より値段が高い日本盤だけになり、消費が落ち込むのは目に見えている。すると、「売れない」と企業に判断された輸入CDを仕入れる余力がなくなり、いわゆる「ヒットする、売れる」CDしか店頭には並ばなくなるということになる。すると「あそこは売れるものしかおいていない」ということになり、消費者はますます離れていく。知的財産、とくに文化的活動に関しての、優先順位は以下のようになると思う。(1) 製作者に当然の対価が渡るようにする事(2) 若者がお金をやりくりして買える範囲の値段を守る事(3) 色んな国・地域・民族の文化を味わう機会を提供する事。現在の法案は(1)の視点が強すぎる。確かに今はテクノロジーの進歩から複製が容易となっている状況だから、(1)を守る法改正は当然だと思う。しかし、同時に(2)の視点も大事なのではないか？文化を担って行くのは若者で、彼らが味わえない場所にある文化というのは、所詮、勢いも無いし、良くて伝統芸能化していくと思う。今の法案は(3)に関して規制するものではないが、日本盤が発売できるか分からないCDについては日本の店では買えなくなってしまうと思う。それは、結局、現在売れている音楽しか聴けない事になり、文化の厚みとしては軽くならざるを得ない。

輸入盤のCDをかける演奏会に度々出かけて楽しんでいる。一人ではそれほどたくさんの輸入盤CDを買う事ができないが、演奏会でなら、他のたくさんの収集家の人たちの所蔵するCDを色々と聴ける。私が好きな音楽は電子音楽で、これらの音楽はその大半がインディペンデントレーベルという、音楽家やその家族・友人で構成される自主制作の小さな個人会社で作られ販売されている。これらの音楽CDが国内の大手レコード会社から発売される可能性はほとんどなく、輸入盤を買う事を禁止されたら、これらの音楽はほとんど全て、私たち愛好家は聞くことが出来なくなる。家で個

人で聞くものに限り個人輸入が認められるそうだが、そうすると演奏会は開催できなくなる。このような国民の芸術を愛する自由を奪うような間違った法案が必ず否決されるよう強く願う。

アーティストの権利を守るという点についても考えたが、現時点でアーティストに不利益が生じているとは聞いたことがない。どうしてもレコード会社に都合がよいようにしか受け取れない。「レコード会社の利益の為」か、本当に「アーティスト（著作権）を守るため」か、「消費者の権利の為」なのか、とてもわかりにくい。真意は一体どこにあるのか。この度の法案に関し、作り手のアーティスト側から、なにも発信されていないようだ。当のアーティスト達は、この件についてどう考えているのか。政府は法案を進める前に、作り手達の意見も広く募るべき。

実際に音楽著作物を制作している、そして、その権利を保護されるべき立場の人間として、意見を述べる。正規に生産されたものではない（俗に言う海賊盤）に対する規制の必要性は大いに認めるが、正式に契約されるというプロセスを経て生産されているものに関しては、確実に印税を受け取っており、いわゆる輸入盤が「著作権を侵している」という発想による輸入盤の制限は全くの詭弁であり、逆に言えば、販路を小さくしてしまうことによって著作権者の権利を著しく侵害するという事態に追いやられる。今回の法案は知的財産を保護するどころか、逆に国内の音楽産業を一時的に、短期的に保護する以外の何者でもない。それどころか、音楽に関して言えば、販路を縮小することにより、また、現実的には音楽ソフトの高騰を正当化することで、音楽文化の死滅にもつながりかねない状況を生み出すものと考える。

レコード輸入権導入の目的は、アジア諸国からの還流 CD により不当に利益を害されないためとされているが、実際の改正案の条文では、アジア諸国からの還流 CD のみならず、欧米からの輸入 CD、特に国内レコード会社並びに、国外レコード会社の日本現地法人がライセンス生産しているいわゆる「国内盤」に対して国外から輸入される「並行輸入盤」に関してもその適用が可能な内容となっている。この指摘に対し、参議院での審議に参考人として出席したエイベックスの依田氏は、「そのようなことはないし、国外メジャーの担当者からもない旨連絡を受けているし確認中である」と発言、確認書の方を提出したが、文化庁のパブリックコメント募集に際し、RIAA（全米レコード協会）がレコード輸入権を還流 CD だけでなく、欧米からの輸入 CD にも適用できるように要請した事実がすでに判明している。この RIAA からのパブリックコメントに関しては、衆議院議員佐藤謙一郎氏のウェブサイトで公開されている。こうなると依田氏の発言の信頼性などはあっていないようなもの。並びに RIAA のパブリックコメントを確認しておきながらも並行輸入には適用されない旨の発言を繰り返してきた文化庁代表者の責任も問われるのではないか？

そもそも、貿易立国であるこの国にこの種の保護貿易的色彩の強い法案を今から出すという発想が信じがたい。規制緩和の方向ではないのか？

「日本販売禁止レコードの還流防止措置」について反対する。

(1) 現在国会に提出されている著作権法改正法案において、還流防止措置は、著作権法 113 条の「みなし侵害」とするものであるが、「みなし侵害」はあくまで「みなし侵害」であり、著作権者がなんらかの権利を持つものではない。つまり著作権の行使にはならない。よって、独占禁止法上の適用除外には当たらず、今回の還流防止措置は独占禁止法違反であるといえ、法律間での整合性を持たないものである。

(2)そもそも著作権法 113 条は、「国内において頒布する目的をもつて、輸入の時に国内で作成したとしたならば著作権者人格権、著作権、出版権又は著作隣接権の侵害となるべき行為によつて作成された物を輸入する行為」を権利侵害とみなす規定である。海賊版でない「日本販売禁止レコード」は適法にライセンスされたものであり、国内で作成したとしたならばなんら権利侵害なく作成されるものであり、よって、本法案の新 5 項でその輸入を権利侵害とするのは、113 条の趣旨と矛盾している。法律内での整合性もないと言える。

(3)本法案は 1999 年著作権法改正において新設された「譲渡権」とも矛盾する。1999 年 5 月の「著作権法の一部を改正する法律案の概要」には、

>3 著作物等の譲渡に関する権利（譲渡権）の新設

>条約等との整合性を図るため、著作物等一般について、複製物等の譲渡に関する権利（譲渡権）を認める。

>なお、一度適法に譲渡が行われた場合には、それ以降の譲渡行為には権利が及ばない。

とあるにもかかわらず、適法に譲渡したのちの行為に権利をむりやり作り及ぼそうとしているのが本法案である。著作権法の趣旨をねじまげて法を作るもので、なんら整合性・道理性があるものではない。

(4)本措置は、並行輸入品への規制であり、WTO 協定違反である。

(5)文化審議会の資料によると、還流を防止することが可能になっている国が 65 ヶ国あるとのことだが、EU 加盟 20 数ヶ国は域内では自由にやりとりできるわけだし、アメリカでは著作権法に確かに輸入権の規定はあるが、適法に作成され輸入された商品については輸入権は及ばないという最高裁判所の判決も出ている。本措置導入の根拠とするには弱い。

(6)5 大メジャーレコード会社の意向を確認したとしても、約束をすること自体が独占禁止法違反である。約束でないなら、いつレコード会社の気が変わってもおかしくないものである。そのようなあやふやなものをもとに立法し運用をゆだねるというのは、無責任としか言いようがない。実際過去に、権利を行使しないとの説明を信じて洋楽レコードの 1 年間の貸与禁止権を創設したら、平然と 5 大メジャーレコード会社は権利行使したという事実もある。新生銀行の時も、まさか使ってこないだろうと瑕疵担保特約をつけて、当然権利行使された。国はまた同じ過ちを繰り返すのか。(6) 再販制度を導入しつつ還流防止措置を導入している国はないことを考えると、再販制度を残しつつ、このような還流防止措置を設けるのは行き過ぎと考えるのが自然。還流防止措置を設けるのであれば再販制度の廃止とセットで検討されるべき。輸入を含めた商品の流通の自由は最大限尊重されるべきというのが原則であり、ライセンス品の還流は、ライセンス契約の遵守や契約違反への対処で還流を防ぐべき。

どうしても還流防止をするべきというのなら、セーフガード発動を考えるなり、問題となっている邦楽 CD 等の還流が防止できるような条文を作成すればよい。洋楽輸入盤まで禁止できる法律にする必要はどこにもない。洋楽 CD・レコードは、日本生産枚数が約 7800 万枚、輸入枚数が約 7000 万枚（2002 年）であり、消費者が輸入盤を買っている割合は約 47%となる。還流しているたかだか 0.4%の邦楽 CD・カセットを規制するために、この 47%もの消費者に影響を及ぼしてしまう法案は、あまりに影響が大きすぎる。どちらが主な目的なのか分からないほどで、「還流防止を隠れ蓑にし

た、アメリカ（のメジャーレコード会社）への迎合法案」との疑いさえある。いずれにしる、本法案はなんら国益を生まない改悪でしかない。最終的には日本の音楽環境を破壊し、日本産業のためにならない。

(8)本措置が発動すれば、消費者が内容や価格を見て比較検討して物を買うという当たり前のことができなくなる。本措置は自由競争と消費者の選択肢を奪うものである。規制緩和の時代にこのような措置を設けるのは間違っている。

(9)消費者の意見が反映されて作られておらず、また文化審議会での慎重な意見に対して、真摯な考慮がなされているとは思えない。杜撰で早急すぎる法制化がなされているのは問題。

(10)仮に還流防止措置を作るとしても、消費者に一方的な負担を強い、自由競争を阻害するものであるから、附則において一定期間経過後に廃止を含めて見直すとの規定を設けるべき。付帯決議では意味がない。

もし保護が必要であれば、産業・貿易に関わる法律の改正により行うべきで、「著作権法」という大義名分をふりかざすことで、かえって消費者の理解を得られず反感を買ってしまっている。

1. アジア盤の還流防止措置について

(1)日本レコード協会は、2012年には1265万枚のアジア還流盤が日本へ逆輸入されると試算しているが、その根拠が不明である。現状において明確な数字は、2002年に日本へ持ち込まれたとされている68万枚のみであり、これは国内での邦楽の販売枚数の約0.3%に過ぎない。この程度の問題に著作権法を改正する必要はなく、本来は特別立法などで対処すべきである。

(2)この改正案には、昨年の段階で公正取引委員会が独禁法に抵触する可能性を指摘している。再販制度とレコード輸入権をセットで用意することは、特定の業界へのあまりにも過剰な保護である。

(3)全国消費者団体連絡会が指摘しているように、安価なアジア還流盤が流通しなくなれば、価格競争が一層生まれにくくなる。日本レコード協会や日本音楽著作権協会など8団体は、2月3日の記者会見で、還流防止措置が法制化された場合にはCDの価格を下げるように業界として取り組むとしていたが、具体的な内容はいまだ示されないままである。また、4月15日の参議院文教科学委員会では、日本レコード協会会長の依田巽氏が再販制度期間の短縮にも言及していたものの、これも同様に具体的な内容は示されていない。このような状態で還流防止措置を法制化してしまうのは、消費者側の利益が明示されないまま業界にのみ利益を与えるものである。

(4)そもそも今回問題となったアジア還流盤は、海賊盤ではなくライセンス供与の上で著作権料が支払われている正規の商品である。それを著作権法の改正によって輸入禁止にしてしまうことは、(1)～(3)に示した問題点から判断しても行うべきではない。

2. アジア還流盤以外の輸入盤について

(1)アジアからの還流盤の逆輸入を防止する目的だった著作権法の改正案が、アジア以外からの輸入盤をも規制可能な内容なのは非常に危険である。文化庁は「日本販売禁止」と明示したCDのみを規制対象にするとしているが、法案上は「情を知って」輸入・販売することが違反の条件として記されているのみである。こうした不明確な基準は輸入業者を萎縮させるものであり、「日本販売禁止」の表記を明示した商品の

みが規制対象であることを、法律上に明文化すべきである。

(2) 民主党の川内博史議員と佐藤謙一郎議員による質問趣意書への文化庁の回答によれば、アジア還流盤以外の輸入盤も規制対象にすることが可能であり、その際には収録曲が同じであれば国内盤と輸入盤を同一のものと見なすとしている。これは価格はもちろんのこと、ボーナストラックや解説の有無、リマスターなどによる音質の差異、コピーコントロール CD であるかどうかなどの重要な文化的側面を無視して消費者の選択肢を奪うものである。こうした点を無視せず、様々な側面から国内盤と輸入盤を厳密に区別すべきである。

(3) これまでの審議の場で、文化庁や日本レコード協会会長の依田巽氏などは、アメリカの 5 大メジャーが輸入権を行使する気はないとしていると説明してきた。しかし、これらには法的拘束力がない。一方、全米レコード協会 (RIAA) と国際レコード産業連盟 (IFPI) は、文化庁に提出したパブリックコメントで並行輸入業者の規制を強く求めており、これまで説明されていた 5 大メジャーの姿勢と大きく食い違う。5 大メジャーが輸入権を行使する気がないというのならば、法的な意味を持つ書類を提出させるべきである。

(別記2)

「ゲームソフト等中古品流通の在り方」(「必要に応じて所要の措置を講ずる」)に関する意見 - 賛成2件、反対45件

(意見の主な内容)

経団連などの場で、中古ゲームソフトを販売している販売店と、中古販売を利用するユーザーの便益を考慮しつつ、わが国のゲームソフトメーカーが膨大な開発費を回収して世界最高のゲームソフトを作り続けるとの観点から、対応策が議論されている。コンテンツ産業を支える制作者への適正な報酬が確保されるような実効性のある法的枠組みの整備が早急になされるよう、推進計画の見直しに当たっても引き続きこの中古ゲームソフト流通の問題を盛り込んでいただくことを要望する。

ゲームソフト等の中古品流通については、最高裁で明確に結論が出ている。権利消尽原則を無視するような権利拡大は、必ずや他の産業にも飛び火し、さらに市場を狭めるだけだろう。

現計画には、平成14年4月25日に下された最高裁判所第一小法廷判決を「時代錯誤の不当判決」と位置付け、立法によって両判決を失効・空文化させることを企図しているとしか解し得ない箇所が存在する。これは民主主義国家の基本原則たる三権分立の破壊にも直結しかねない愚挙であり、なおかつベルヌ条約及びWIPO著作権条約加盟国間で国際的公理として支持されている「権利の消尽」を悪であるかの如く位置付ける奇異な立法を企図したものであり、到底承服されるものではない。結論を覆すに匹敵するだけの重大な社会的価値観の変容に基づく国民的合意は判決後2年余が経過した現在も得られておらず、本判決を「時代錯誤の不当判決」と位置付ける権利者側の(そのほぼ全てが司法により否定された)意見のみに立脚して三権分立の破壊に直結する立法を企図することは、日本が法治国家であること自体の否定をも意味するものであり、絶対に許されない。よって、当該箇所は全面的な削除を免れ得ないものである。

「ゲームソフト等の中古品流通の在り方」において措置を講じることに反対する。既にテレビゲームの中古ソフト販売は著作権侵害に当たらないと最高裁判決が出ており、「譲渡権の消尽」は著作権法にも定められているものである。確定判決の判断のもと、中古販売事業等を行えばよく、良い創作につながる権利者への利益の還元の在り方については関係者が考えればよいことである。なんら新しい法改正が必要とは思わない。

「ゲームソフト等の中古品流通の在り方」について削除を求めます。著作物の真正品の再流通(中古売買、貸与)は自由競争のなかで活発に提供されることが消費者の利益にかなない、利用者を増やすことで著作権者の利益にもなると思います。競争政策の観点から「消尽なき頒布権」に反対し削除を求めるとともに、コピー問題に伴わない「書籍雑誌、ゲーム、DVD、コピーコントロールCD等の貸与権の廃止」と、自由な貸与のため、「映画の著作物の頒布権の廃止」を求めます。

「ゲームソフト等の中古品流通の在り方」について削除を求める。コピー問題の伴わない著作物の自由な貸与を求める。テレビゲームの販売店団体であるテレビゲームソフトウエア流通協会(略称ARTS)協会は2002年4月に中古販売を合法とする最高裁判決が出た中古ゲームソフト裁判で販売店側を支援した。最高裁判決では、自由な商品流通は著作者の利益にも合致し、文化の発展に必要であるとして、法解釈に

より、ファーストセールドクトリンによる中古売買合法の判決を出している。しかるに政府の、「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画」の「コンテンツビジネスの飛躍的拡大（第4章）」のなかには「ゲームソフト等の中古品流通の在り方」という項目で中古売買に著作権者の権利を及ぼす「消尽なき頒布権」が検討項目にあげられている。我々ゲームリサイクル業者は利用者の要求に基づいて、新品販売・中古売買を行うことで著作物利用の拡大に貢献してきた。また店舗の大型化、複合化に伴い多種の著作物のレンタル、リサイクルの兼業も進んでいる。著作権法の目的である文化の発展は利用者の拡大によってもたらされるため、著作権は情報流通を制約しすぎないように必要最小限に抑制されるべきものである。また不況下で産業活性化のために各種の規制緩和が求められている。ところが著作物だけが保護と流通規制を強化して産業の硬直化をはかり、消費者の著作物利用に制限を強めることが企図されている。著作物利用の減少は、文化の土壌を疲弊させ情報産業の停滞を招くことにもつながる。

推進計画には、「権利者への利益還元のあるあり方について協議が行われている」と書かれているが、中古裁判の当事者である当協会はまったくそのような協議の存在を知らない。間違いであるか、もしくは当協会をはずしてそのような協議が行われているとすれば極めて不当な協議である。判決後当協会加盟店の多くは日本テレビゲーム商業組合にも加盟し、同組合はテレビゲームメーカー団体である日本コンピュータエンタテインメント協会と共同で販売促進事業を行っているが、これらの製販共同の事業に水を差すものである。

国際的な標準はファーストセールドクトリン(一度適法に譲渡された著作物の再譲渡には著作権者の権利が及ばない)であり、再譲渡にまで著作権を及ぼすと自由な情報流通の妨げになる。日本の「映画の著作物の頒布(譲渡)権」にはファーストセールドクトリンの明記がなかった為に、ゲームを「映画の著作物」として、中古売買にも著作権者の権利が及ぶと言うのが中古ゲームソフト裁判での著作権者側の主張であるが、4年間に及ぶ討議の末、最高裁は自由な商品流通は著作権者の利益にも合致し、文化の発展に必要であるとして、法解釈として、ファーストセールドクトリンによる中古販売合法の判決を出した。また判決では、著作権者は最初の販売で代金を取得できるから、再譲渡の時には「二重に利得」を得る必要はない、と中古販売への報酬請求を明確に否定している。裁判に負けたから法改正で、というのは傲慢であり、司法の愚弄である。

現在のTVゲーム市場は、新品ソフトと中古ソフトの相互関係で成り立っている。TVゲームソフトは通常価格で6800円程度と高価であり、TVゲームを一番プレイする中高生は少ないお小遣いで購入をしなければならない。これらの層は先に購入したソフトを売る事により得たお金にお小遣いをプラスする事により新しいソフトを購入している、この還流が止まれば新品ソフトの販売数も激減する。中古ソフト流通の抑止は販売店はもとより、発売メーカーの利益も損なう。

知的財産推進計画の見直しに関する意見

いただいた意見(要旨)	それに対する回答
知的財産施策全般に関するもの	
<p>最終的な知的財産推進計画や「知的財産政策大綱」の政策目標およびその他の知的財産関係措置および目的を実行するため、準備されるいかなる内閣令、省令、通告、指針等も、パブリックコメントの対象とする。最低30日間のパブリックコメント期間を設け、提出された意見が真剣に検討され、最終的に実施される措置や行動に適切に反映されることを確保する。</p>	<p>それぞれの施策の実施に当たっては、「規制の設定又は改廃に係る意見提出手続」(平成11年3月23日閣議決定)に基づき、必要に応じて適切にパブリックコメント手続が行なわれるものと考えます。</p>
<p>知財推進計画の見直しに当たっては、我が国が真の意味での「知的財産立国」を実現するため、今後、計画原案を公表する際には、有識者本部員や関係府省の意見を採用したものについてはその意見を提出した者を明らかにするとともに、最低限、原案公表時に1回、その後原案に対する意見を踏まえた修正案について1回は一般からの意見を求めるよう要望する。また、原案作成に当たっては、消費者利益、国民一般の利益を最大限尊重することを計画中に明記することにより、広く国民が支持することが可能な計画となるよう留意するよう求める。</p>	<p>推進計画の見直しに当たり、検討が行われた知的財産戦略本部会合及び知財戦略に関する重要課題について検討が行われた専門調査会では、会議資料について公表するとともに、議事録についても発言者名を付して公表しています。また、意見募集については、平成16年4月16日～5月7日にかけてパブリックコメントを実施し、提出された意見も含め、計画の検討を行い推進計画に反映しています。</p> <p>この他、推進計画では、配慮すべき事項として、競争政策の重要性と表現の自由などの重視を明記し、広く国民から支持されるようなバランスのとれた知的財産制度を目指しています。</p>
<p>特に重要な知的財産政策案件を見直し議論するための政令第45号に基づく新しい「専門調査会」に、非日本団体から専門家を招待する。</p>	<p>2004年2月に行われた権利保護基盤の強化に関する専門調査会において、フランス公益社団法人ユニオン・デ・ファブリカンより参考人としてご出席いただき、偽ブランド品の実態についてご説明いただきました。今後も広く国内外の方々のご意見をいただき、知的財産推進計画を進めてまいります。</p>
<p>関係府省の努力を正しく評価できるよう、関係府省から提出されている知財推進計画の進行状況を取りまとめて報告されたい。</p>	<p>知的財産戦略本部では、推進計画に記載された関係府省の施策について、報告を受ける等により、フォローアップを行い、政府一体となった施策の推進を行っています。</p> <p>平成16年4月14日に開催された第8回知的財産戦略本部では、関係府省の施策の進展状況についてとりまとめ、報告を行っています。</p>
推進計画総論に関するもの	
<p>「従来の枠にとらわれない、知的財産に関する特例を作る」、「国際競争力のある、世界に通用する制度を創る」、「時機を逸することなく、迅速に改革を行う」という初期の取組方針に基づいて積極的な政策推進を進めるべきことを再度明記すべきである。</p>	<p>「知的財産推進計画2004」では、御意見にある初期の取組方針を引き継いで積極的な政策推進を図るべく、引き続き総論に明記しています。</p>

知的財産推進計画の見直しに関する意見

いただいた意見(要旨)	それに対する回答
<p>ここ1年の知的財産関連の立法、改革の動きを見る限り、権利者団体の意見を取り入れた、知的財産権の強化が強調されたものとなっており、国内消費者の利益、公正な競争、表現の自由等との公益的側面とのバランスは軽視されていたと言わざるを得ない。この点、特に顕著に表れているのが、日本販売禁止レコードの還流防止措置(著作権法の一部改正)法案の提出経緯である。今後、推進計画の見直しの際には、利害関係の強い団体の意見のみではなく、消費者団体等の意見や、学界や当会のような中立的立場の者の意見に十分に配慮し、法策定の過程及びその運用において公平かつ透明でなければならない。</p>	<p>知的財産戦略本部員は、知的財産の創造、保護及び活用に関し優れた識見を有する学識経験者、弁護士、経営者等であり、知的財産の権利者、利用者等の立場に立つ者から構成されています。また、知的財産戦略本部は、内閣総理大臣を本部長として、内閣官房長官をはじめ、すべての国務大臣がメンバーとなっており、昨年十二月の第六回知的財産戦略本部会合から、知的財産戦略における競争政策及び消費者の利益に配慮して、公正取引委員会委員長も本部会合に参加しています。</p> <p>今後とも、推進計画の実施に当たっては、総論に記載されているように「競争政策の重要性と表現の自由などの重視」にも配慮しつつ、公平かつ透明な運営に努めてまいります。</p>
<p>第1章 創造分野に関するもの</p>	
<p>産学官連携については、大学知的財産本部、TLOのみならず、産業界、及び弁理士、弁護士、企業OB、会計専門家などの外部専門家も含めた、関係各者による総合的ネットワークを作るべきである。</p>	<p>総合科学技術会議主催の「産学官連携推進会議」や「産学官連携サミット」など、産業界、大学、研究機関、地方自治体、行政、実務経験者等が一堂に会し、情報交換・対話・交流するネットワークの機会を設けております。</p>
<p>TLOの保有する特許に対する実施の契約について、高額なイニシャルフィーを求めるようなことがないこと 権利化されていない国に対する輸出分については、ロイヤリティーを要求しないこと をガイドラインとして制定していただきたい。</p>	<p>特許等の実施料に係る契約は、基本的に契約当事者間において決めるべきものと考えております。</p>
<p>研究者個人への特許実施料還元といった方法での研究者の処遇を考えることは、過渡的にはやむを得ないことかもしれないが、長い目で見れば問題が多いと考える。大学においては知的財産活用を促す一方で、基礎研究は特許実施料にこだわらず機関たる大学がその権限と責任において評価して研究者にインセンティブを与え、それで大学全体として収支がつりあうくらいの状態が、持続的発展が可能なモデルとして理想的であり、政策としてもそのような方向をめざすべき。</p>	<p>「知的財産立国」実現のためには、我が国の研究資源の多くを有する大学等において、優れた知的財産が創出され、それが社会全体において最大限に活用されるメカニズムを構築する必要があります。特許等により生じた利益の一部を発明者に還元することは、新たな知的財産の創出及び社会への還元への活力を生み出すインセンティブとなり、知的創造サイクルの重要なメカニズムになると考えております。</p> <p>いずれにしても御指摘の趣旨は、今後の施策検討の参考とさせていただきたいと思っております。</p>
<p>産業活力再生特別措置法により、一定の範囲内で、政府調達における委託技術に関する研究の成果にかかる特許権等を、企業が保有することが可能になるが、特許権等が譲渡されることを前提として、例外的に「譲り受けないことができる」と定め、国が譲り受けるか否かの決定権を有しているため、実効性に乏しく、また恣意的に運用されるのではないかという点が危惧される。原則として受託者の開発・研究した技術が受託者に帰属することを法律上明記し、国が譲り受ける場合を例外として定めるべき。</p>	<p>産業活力再生特別措置法30条(いわゆる日本版バイドール制度)の適用は、既に約9割に達しており、実効性は上がっていると考えます。今後もバイドール制度の適用割合を向上すべく、知的財産推進計画2004の第1章3.(6)において引き続き日本版バイドール制度の徹底を図っていくことを記載しております。</p>

知的財産推進計画の見直しに関する意見

いただいた意見(要旨)	それに対する回答
<p>大学での発明を迅速かつ効果的に保護すべく、学会発表論文を簡便に特許出願できるよう、特許請求の範囲の記載が必要とされない出願(仮出願)を国内優先権主張の基礎とすることができるものとして認めるべきである。</p>	<p>御指摘の趣旨は、今後の施策検討の参考とさせていただきたいと思います。</p>
<p>共有発明等に係る出願から維持までの費用は原則として企業にご負担いただくが、大学に当該発明等に係る知的財産権によって収入があった場合にその収入をもって企業ご負担費用の一部を支払うか、または上記の事項を勘案して当該費用を大学が持分にに応じて負担するようにすることができるような、特許法第73条第2項の例外条項を検討していただきたい。</p>	<p>産学間の共同研究・受託研究に係る契約は、契約当事者間において決めるべきものと考えておりますが、知的財産推進計画2004の第1章2.(6)において、産学間の契約締結の際は、両者の立場、例えば不実施主体である大学の特性や企業側における実施化促進といった点などを理解した上で、契約締結の柔軟性を確保することとしております。</p> <p>いずれにしても御指摘の趣旨は、今後の施策検討の参考とさせていただきたいと思います。</p>
<p>産学連携促進が目論見通りに運ぶためにも、関連する法整備の一環として、大学発ベンチャー企業に対する技術移転対価の株式による授受を検討の俎上に乗せて頂きたい。</p>	<p>御趣旨につきましては、知的財産推進計画2004の第1章2.(8)に反映しております。</p>
<p>現在検討中の特許調和条約草案第12条にあるように、現行特許法第30条の6ヶ月を12ヶ月に延長することと、適用対象を同条約案にあるように「制限なし」で取り決めていただきたい。</p>	<p>新規性喪失の例外規定の見直しにつきましては、知的財産推進計画2004の第1章3.(2)において、特許制度の国際的調和の議論の動向も踏まえつつ、速やかに検討し2004年度末までに結論を得ることとしております。</p>
<p>承認TLOの経営基盤を維持・確保する観点から、補助期間が5年である大学等技術移転促進費補助金の補助期間延長が必要。</p>	<p>海外出願経費についての大学等技術移転促進費補助金は、期間に制約はございませんが、それ以外の使用用途については、御指摘の趣旨を今後の施策検討の参考とさせていただきたいと思います。</p>
<p>職務発明、職務著作、およびノウハウの権利帰属に関する法制が分岐ないし未定である現状を是正すると共に、知財創造の企業コスト計画と研究者創造意欲の高揚を両立させるため、特許法第35条、著作権法第15条等の権利帰属規定・対価規定を廃止し、当事者間の合理的な合意(実現収益の一定比率額の継続的支払等)に委ねる。</p>	<p>知的財産推進計画2004第1章3.(1)では「職務発明については、特許法の職務発明規定の見直しを含む特許審査迅速化法案が2004年通常国会に提出されている。同法案が成立した場合には、速やかに、各企業が発明者との間で相当の対価を取り決める手続を行う上で参考となるような事例集を作成する。なお、同法案が成立した場合には、その成立後においても、絶えず運用状況や雇用流動性の高まりの変化等を注視し、制度の在り方について、検証した上で、必要に応じ検討を行う。」としています。</p>

知的財産推進計画の見直しに関する意見

いただいた意見(要旨)	それに対する回答
<p>「特許法の職務発明規定を廃止又は改正する」について反対する。日本において技術者は冷遇されているのが現実であり、企業の特許管理は開発技術者を適切に処遇することによって、リスクを少ないものとする。会社と従業員との立場の違いを考えると、従業員の弱さを救うものであるし、また特許に対する権利と対価の意識を労使ともに持つことの重要性からも特許法35条は意味があり、改正の必要はない。</p>	<p>知的財産推進計画2004第1章3.(1)では「職務発明については、特許法の職務発明規定の見直しを含む特許審査迅速化法案が2004年通常国会に提出されている。同法案が成立した場合には、速やかに、各企業が発明者との間で相当の対価を取り決める手続を行う上で参考となるような事例集を作成する。なお、同法案が成立した場合には、その成立後においても、絶えず運用状況や雇用流動性の高まりの変化等を注視し、制度の在り方について、検証した上で、必要に応じ検討を行う。」としています。</p>
<p>職務発明規定については、本来こういった問題は特許制度の中で国家が介入する性質の問題ではなく、基本的には雇用契約前に労働条件のひとつとして提示されなければ、発明後の発明者と企業とのトラブルの発生は防げないものであり、特許法では一定の条件下で法人発明を認め、一方発明者の利益に関してはあくまで労働法上の問題として処理されるべき。</p>	<p>知的財産推進計画2004第1章3.(1)では「職務発明については、特許法の職務発明規定の見直しを含む特許審査迅速化法案が2004年通常国会に提出されている。同法案が成立した場合には、速やかに、各企業が発明者との間で相当の対価を取り決める手続を行う上で参考となるような事例集を作成する。なお、同法案が成立した場合には、その成立後においても、絶えず運用状況や雇用流動性の高まりの変化等を注視し、制度の在り方について、検証した上で、必要に応じ検討を行う。」としています。</p>
<p>第2章 保護分野に関するもの</p>	
<p>特許制度の中で、事業における「事業計画書」のような「発明利用計画書」の提出を義務づけるかどうか。利用計画の秘密を守りたいというような各企業等の様々な思惑もあるかと思うが、提出時期や計画記載要件を考慮した形であっても提出を義務づけること自体で、日本全体として見れば、かなり現状の問題を解消する方向に働かせる可能性がある。上記書類の法的位置づけとしては、要約書のように権利解釈には影響しない書類とし、出願公開等はされず、審査の発明把握のための参考資料的位置づけで十分なため任意提出書類という位置づけでもよい。</p>	<p>発明の利用を促進するという御趣旨は重要であると考えておりますが、個々の出願に利用計画書の提出を義務づけるという点については、国際的にも例がなく、導入は難しいのではないかと考えます。なお、発明の利用の促進という観点からは、知的財産推進計画2004第3章 活用分野において、様々な施策を盛り込んでいるところです。</p>
<p>サービス分野の知的財産保護を志向した制度設計に向けて、以下のテーマを検討することを提案したい。a. 発明定義について大胆な緩和措置を講ずることが可能か。既存の枠にとらわれず、アルゴリズム保護に向けた一歩を踏み出すことはどうか。b. サービス分野の保護対象の外延を定めるための要件を新たに定めることはできないか。特に、進歩性に代わる評価基準(例えば有用性など)はないか、あるいはサービス分野の知的財産保護に適する審査基準を作成できないか。c. 情報またはコンテンツそのものの創造性、独創性を保護する可能性はないか。現行の法制度の枠組みにとらわれない新制度はないか など。</p>	<p>2002年に改正された特許法により、特許法上の「物」にプログラム等が含まれることが明確化されましたが、その法改正を検討する際、発明の定義規定の改正については、社会的必要性などを見極めた上で、慎重に判断する必要があるとされており、ご指摘の点については、このような法改正の経緯や特許制度の国際調和の視点といった点を十分に踏まえて考える必要があると思われま。</p>

知的財産推進計画の見直しに関する意見

いただいた意見(要旨)	それに対する回答
<p>実用新案権の対象として、新規性と有用性を具備するプログラム考案を加えると共に、当該考案のうち進歩性を具備するものについて、特許権への移行を促進し、かつ、必要に応じ、プログラム著作権・データベース著作権による保護を併有させる。</p>	<p>昨年の知的財産推進計画では、保護対象の制限や特許と実用新案間の変更等、実用新案制度の在り方の検討を行うことされ、産業構造審議会で検討された結果、実用新案権の対象としてプログラム考案を加えるなど「権利対象の拡大については、弊害の懸念等をかんがみると現行の要件を維持することが適切である」との結論になりました。なお、2004年の通常国会に提出された特許迅速化法案が成立した場合には、実用新案登録に基づく特許出願が行えるようになります。また、推進計画2004では、改正後の実用新案制度について幅広く周知を図るとともにその利用を推進することとなっています。(知的財産推進計画2004第2章 . 3 . (2)をご参照ください。)</p>
<p>意匠制度の整備について。「画面デザイン」等への保護対象の拡大の在り方、適切な保護の在り方の検討にあたっては、無形の情報財の特性を踏まえ、産業の発展や競争力の強化を阻害しないよう配慮するとともに、著作権法、不正競争防止法等との関係も慎重に検証すべきである。</p>	<p>知的財産推進計画2004では、意匠制度の全般的な在り方について広範に検討し、2005年度末までに結論を得ることとなっています。この検討に当たっては、ご指摘の点も含めて多方面から広く意見を募り、検討されることになると思います。(知的財産推進計画2004第2章 . 3 . (3)をご参照ください。)</p>
<p>商標制度の整備について。商標制度の在り方に関し、「商標の定義」、「使用の定義」、「商標の効力範囲の在り方」、「不使用商標対策」、「不使用の抗弁」、「コンセント制度」、「小売業商標」等の諸事項につき、引続き検討すべきである。なお、「商標制度」の国際的調和は今後すすめていくべきであるものの、相対的拒絶理由についての「異議待ち審査制度」の導入については、これまでの「登録主義」の原則を大きく変えるものであり、慎重に検証すべきである。</p>	<p>知的財産推進計画2004では、魅力あるブランドを活用して、より価値の高い製品・サービスを提供する環境を整備するための具体的方策について、商標制度の在り方を含め検討することとなっています。2003年より開始された産業構造審議会における検討では、ご指摘の事項を含めて多方面から広く意見を募り、検討されることになると思います。(知的財産推進計画2004第2章 . 3 . (4)をご参照ください。)</p>
<p>「ブランド」の定義を、「知財創造権と知財識別権を代表する総合的知財権」とし、「ブランド保護法」の制定により高度の保護を付与する。この場合、知財創造権には、ノウハウ、ノレッジを含み、知財識別権には、商標や、意匠、商号、サイバースペースにおける識別権(アイコン、ドメインネーム)を含むものとし、これらを総合する「ジャパブランド」の国際競争力を確立する。このため先ず、商標の目的規定、不使用に関する商標・商号両規定の整合、サイバースキャッピング防止等の法体系を整備する。</p>	<p>知的財産推進計画2004では、魅力あるブランドを活用して、より価値の高い製品・サービスを提供する環境を整備するための具体的方策について、商標制度の在り方を含め検討することとなっております。これらの検討に当たっては、ご指摘の事項を含めて多方面から広く意見を募り、検討されることになると思います。(知的財産推進計画2004第2章 . 3 . (4)同第2章 . 3 . (5)をご参照ください。)</p>
<p>地域で営業する飲食店等の保護のため、商標の使用義務や先使用权の保護強化についての検討が必要。</p>	<p>知的財産推進計画2004では、魅力あるブランドを活用して、より価値の高い製品・サービスを提供する環境を整備するための具体的方策について、商標制度の在り方を含め検討することとなっています。2003年より開始された産業構造審議会における検討では、不使用商標対策などを含め多方面から広く意見を募り、検討されることになると思います。(知的財産推進計画2004第2章 . 3 . (4)をご参照ください。)</p>

知的財産推進計画の見直しに関する意見

いただいた意見(要旨)	それに対する回答
<p>商標法の改正等によって、地域ブランドの構築が進むよう検討することが必要。</p>	<p>知的財産推進計画2004では、農水産物等の地域ブランドの保護制度の在り方について検討することとなっております。(知的財産推進計画2004第2章 . 3 . (5)をご参照ください。)</p>
<p>原料としての収穫物のほか、その加工品に対しても育成者権の対象を拡大する必要がある。</p>	<p>知的財産推進計画2004では、登録品種の収穫物を原料とした加工品にも育成者権を及ぼすことについて検討することとなっております。(知的財産推進計画2004第2章 . 3 . (8)をご参照ください。)</p>
<p>果樹等の栄養繁殖植物の自家増殖の見直しについて。果樹では農家での自家増殖が許されているが、栄養繁殖が容易なため、親木(穂木、苗木)を購入すれば大量増殖が出来る。そのため、長年育種に費やした費用等が正当に確保しがたく、民間育種の促進を阻む状況にある。また、販売される苗木等も高価にならざるを得ない状況にある。推進計画においても、現行の自家増殖の範囲のあり方について検討を行うこととされており、こうした問題点を踏まえて検討が行われることを要望する。</p>	<p>知的財産推進計画2004では、育成者権の存続期間や農家に許されている自家増殖の在り方等について検討することとなっております。この検討に当たっては、ご指摘の事項を含め多方面から広く意見を募り、検討されることになってまいります。(知的財産推進計画2004第2章 . 3 . (8)をご参照ください。)</p>
<p>種苗育成者権、半導体集積回路配置利用権などの、個別法による創作権についても、わが国果実の対中国輸出の著増、システムLSIの国際的優位化等の近況をふまえて、それらのブランドとの総合的保護を図ると共に、イベント演出、動画技術など、個別法による新規創作権の創設に努める。</p>	<p>育成者権に関しては、知的財産推進計画2004において、登録品種の収穫物を原料とした加工品にも育成者権を及ぼすことや育成者権の存続期間や農家に許されている自家増殖の在り方等について検討することを盛り込んでおります。(知的財産推進計画第2章 . 3 . (4)をご参照ください。)その他のご指摘については、今後の施策の展開の参考にさせていただきます。</p>
<p>国際的産業知財のうちには、非代替性リサーチツール、先端的医療方法、基幹情報通信技術のように、公共知財として広くその活用を普及すべきものが多いので、これらについて、(1)知財権の独占性の適用対象外とすること(例えば、試験研究について特許権が及ばないとし、医療方法について差止請求権を認めないと明定する)、(2)裁定実施権設定に関する国際協調と裁定申請の簡易化、(3)パテントプール・包括的クロスライセンス・標準化に関連する独禁法・公正取引法の規制を、国際・国内法体系として、産業の発達と公益とに適合するよう整備する。</p>	<p>まず、知的財産推進計画2004第3章3 . (4)においては、代替性の低いリサーチツール等に関する知的財産の円滑な利用を促進するため、試験・研究の例外規定や裁定実施権に関する問題を検討することを盛り込んでおります。また、知的財産推進計画2004第3章3 . (3)においては、パテントプールや標準化に関連して、裁定実施権や独占禁止法の問題について検討することを盛り込んでおります。</p> <p>なお、医療関連行為の特許保護の在り方については、知的財産戦略推進本部に設置された医療関連行為の特許保護の在り方に関する専門調査会において検討されているところです。</p>
<p>デジタル社会・インターネット社会において、技術的には容易に大量に著作権の侵害行為が行われている現実、その違法行為の痕跡を瞬間的に消去できる状況、各当事者の違法行為と証拠の距離に照らし、損害賠償制度の強化として、法定賠償制度、推定賠償制度の導入を検討すべき。</p>	<p>知的財産推進計画2004では、インターネットによる送信可能化権侵害については、文化審議会で検討されている損害賠償制度の見直しについて、2004年度も引き続き検討を行い、立証負担の軽減を図ることとなっております。(知的財産推進計画2004第2章 . 3 . (9)をご参照ください。)</p>

知的財産推進計画の見直しに関する意見

いただいた意見(要旨)	それに対する回答
<p>侵害行為に対する抑止力となり、侵害により被った損失に対し権利保有者が公平に補償されることを確保し、また実際の損害・利益を立証・計算するという、費用がかかり、かつ困難な負担を除くことで、司法の効率を向上させる法定損害賠償制度を採択し、知的財産の侵害に対する執行制度を強化する。</p>	<p>知的財産推進計画2004では、知的財産権の特性を踏まえ、権利者を適正に救済し、侵害し得の社会からの脱却を図るため、知的財産に関する損害賠償制度の強化の方策について幅広く検討することとなっております。(知的財産推進計画2004第2章 . 3 . (9)をご参照ください。)</p>
<p>刑罰見直しに際しては、慎重に検討が行われるべきであるという点を、推進計画に追加することを提案する。</p>	<p>知的財産推進計画2004では、刑事罰の引き上げの要否については、各知的財産法相互間や他の経済法との均衡を踏まえ、検討することとなっております。(知的財産推進計画2004第2章 . 3 . (10)をご参照ください。)</p>
<p>地域における裁判へのアクセスを確保する観点から、従前どおり地元の裁判所でも裁判が受けられるよう競合管轄に戻すべき。また、控訴審の専属管轄化は理解するが、地域の利便性の向上のため巡回方式の採用について検討することが必要。</p>	<p>2003年に改正された民事訴訟法により、知的財産事件は東京・大阪地裁、東京高裁へ集中され、これにより裁判所における専門的処理体制の充実が図られました。また、地域の利便性の向上というご指摘については、知的財産戦略推進本部に設置された権利保護基盤の強化に関する専門調査会においても、地方における司法アクセスの拡大を図るために、テレビ会議システムや電話会議システムを積極的に活用すること等が提言されており、今後、地域に配慮した運用がなされるものと期待されます。</p>
<p>改正民事訴訟法による訴訟提起予告制度の活用(立証準備等)、通常実施権の登録手数料・公証人手数料の引下げによるライセンス紛争予防コストの低減、知財侵害被疑品の通関差止申立に伴う供託代理権の対弁理士付与など、知財裁判所法の周辺法域について、キメの細かい総合知財戦略の措置を講ずる。</p>	<p>ご指摘の事項については、知財訴訟に関する制度の充実に向けて、今後の参考とさせていただきます。</p>
<p>日本を知財立国とするためには、知的財産権の権利救済に係る公正・迅速な裁判が必須であり、そのためには、証拠の保全を実現し、その偏在化を是正することが急務であると思われ、2004年以降と先延ばしせず、期限を区切った上で早急に実現化すべき。</p>	<p>ご指摘のとおり、知的財産立国のためには、知的財産訴訟に関する裁判の充実が重要であり、昨年の知的財産推進計画には、知的財産高等裁判所の創設や証拠収集手続の拡充が記載されました。これらを盛り込んだ法案が現在、国会に提出されており、成立することになれば、一層公正・迅速な裁判に資すると考えます。</p>
<p>米国では、ディスカバリー制度があり、少なくとも、被侵害の可能性がある段階で、権利の主張が可能になる。ディスカバリー制度を利用した大量の質問状攻勢で、企業の負担は増えるが、知的財産の権利を守るためには、このディスカバリー制度は不可欠。</p>	<p>昨年の推進計画では、ディスカバリーも含めた証拠収集機能の強化のための総合的施策を検討することが盛り込まれ、司法制度改革推進本部において検討された結果、秘密保持命令、書類提出義務の有無に関する非公開審理手続、営業秘密が問題となる訴訟における公開停止の要件・手続の規定を導入すべく、裁判所法等の一部を改正する法律案が2004年通常国会に提出されています。この法案が成立すれば、証拠収集機能の強化が図られるものと考えています。</p>

知的財産推進計画の見直しに関する意見

いただいた意見(要旨)	それに対する回答
<p>民事訴訟法6条により特許権等に関する訴えの専属管轄化が強化された結果、その他の裁判所所在地に居住する国民は、実質的にこの種の権利の実現が困難になっている。こうした不利益を少しでも緩和するためには、この種の事件を専門的に扱う日本知的財産仲裁センターなどのADR機関の存在が不可欠である。今回制度の実現が図られることとなる日本司法支援センターを利用する方法等により、当該ADR機関に対して財政的な支援を行う等、積極的に裁判外紛争処理制度の促進を図るべきである。</p>	<p>知的財産推進計画2004では、2004年度までに裁判外紛争処理(ADR)機関の機能強化・活性化を図るため、利用の可能性のある分野について検討を行い、所要の措置を講ずるよう要請することとされています。(知的財産推進計画2004第2章 . 4 . (2)をご参照ください。)</p>
<p>模倣品・海賊版は製造国・地域から世界中に拡散し、特に近年は犯罪組織やテロとの繋がりも指摘されるなど事態は深刻化しており、世界各国の政府が協力して取り組むべき課題となっており、日本政府として製造国政府への要請を行うだけでなく、被害国政府との連携を積極的に図るべきである。また官民合同の模倣品・海賊版対策の組織として国際知的財産保護フォーラムが結成されており、様々な活動がここに集約されるべきであり、日本政府部内においてもこのフォーラムを核に一層の連携を図っていくべきである。</p>	<p>知的財産制度に関するハーモナイゼーションは大変重要であり、知的財産推進計画2004には、特許制度の国際的な調和を促進すること、国際的な著作権制度の調和等を推進すること、商標制度の国際的な調和を推進すること、植物新品種に関する審査協力と制度整備を促進すること、国際的な紛争処理に係るルールの整備を促進することが盛り込まれています。(知的財産推進計画2004第2章 . 5 . (1)(2)(4)(5)及び(6)をご参照下さい。)</p>
<p>小売店等で入手した侵害品をベースに公安ルートで侵害者の特定及び強制捜査による金型の押収までの一貫ルートの構築と刑事罰における侵害額の緩和を中国政府に要望されたい。また、外国人が中国で侵害者の特定をすることは困難であるので我が国と同じように小売店等で入手した侵害品のサンプルをもとに公安が捜査し侵害者を特定し、侵害の事案や侵害の規模により工商行政管理局や国家版權局に再送致できるように要望されたい。</p>	<p>知的財産推進計画2004第2章 . 1 . (1))において、侵害発生国・地域の当局との連携を強化することを盛り込んでいます。また、1 . (1))では、国際知的財産保護フォーラムの活動を支援すること、5 . (3))では、官民の連携を強化することが盛り込まれています。ご意見を参考にし、模倣品・海賊版対策の強化に取り組みます。</p>
<p>水際における税関の認定手続において、権利侵害の有無が不明なときに、税関長が疑義貨物を暫定的に差し止め、当事者の合意に基づいて仲裁機関による仲裁を行わせることや、仲裁機関の人材を活用することなど、ADRの活用を検討すべきである。</p>	<p>知的財産推進計画2004第2章 . 1 . (1))では、侵害発生国・地域に対し具体的な制度改善や取締りの実行ある強化の要請を、様々なレベルで強力に行うとしています。ご指摘の点も参考にし、模倣品・海賊版対策の強化に取り組みます。</p>
<p>我が国への模倣品輸入に対しては、準司法的行政審判機関を設けると共に、輸入禁制品に不正競争防止法のもとにおける形態模倣品を含めるべきである。</p>	<p>知的財産推進計画2004第2章 . 2 - 1 . (3))において、ADRの活用について検討を行う旨を盛り込んでいます。</p>
<p>模倣品に関する情報を多国間で活用できるネットワークを構築すべきである。</p>	<p>準司法的行政審判機関を設けることについては、知的財産推進計画2004第2章 . 2 - 1 . (1))において、今後、取締りの状況等を踏まえ、慎重に検討することとしています。また、輸入禁制品に形態模倣品を含めることについては、2 - 2 (1))において、検討を行うことにしています。</p>

知的財産推進計画の見直しに関する意見

いただいた意見(要旨)	それに対する回答
<p>アジア地域において知的財産制度に関するハーモナイゼーションを促進すべきである。</p>	<p>知的財産推進計画2004第2章 1.(5)では、欧米諸国との連携について、また5.(2)では侵害発生国当局との連携について盛込んでいます。御意見の趣旨を踏まえ、連携強化に取り組みます。</p>
<p>インターネットオークションについては、取締りの重要性は非常に高いが、悪質な出品者を刑事手続により取り締まることだけではその多量で素早い違法品の売買行為をなくしていくことは困難な面もあり、出品者、サイト管理者、インターネットサービスプロバイダー、違法品であることを知って購入する物、それぞれについての責任を明確にし、啓蒙・啓発し、防止するためのベストプラクティスを推奨していく活動が重要である。その意味で、省庁横断的な対応が必要であると考え</p>	<p>インターネットオークションサイトを通じた模倣品・海賊版の売買については、知的財産推進計画2004第2章 3.(1)について、種々の取締りのための方策について検討を進めていくことにしています。</p>
<p>模倣品・海賊版の侵害認定をスピード化するための法的バックアップを持った権利保護技術及び監視管理システムの開発を国主導で行なうべき。</p>	<p>知的財産推進計画2004第4章9.(9)では、権利管理システムなどの技術開発の促進が盛込まれています。ご指摘の事項を参考に技術開発の促進等に取り組みます。</p>
<p>「インターネットを利用した侵害」について、事実に基づく検討がなされているようには見受けられないため、今後の模倣品・海賊版対策がバランスを欠いた方向へ進みかねないことを懸念するところである。推進計画には、「関係者との間で相互に必要な協力を行いつつ」とあるが、いかにそれを実行していくのか、具体的に示していただきたいと考える。</p>	<p>インターネットを利用した侵害の取締りについては、権利保護基盤の強化に関する専門調査会において検討され、とりまとめでは取締りのため方策について幅広く検討すべきとされました。知的財産推進計画2004では、本とりまとめを受け、第2章 3.(1)にインターネットを利用した侵害の取締りについて盛り込んでいます。今後はその取締りの方策について、幅広く検討を行います。</p>
<p>第3章 活用分野に関するもの</p>	
<p>信託業法・信託特別法・資金流動化法等の選択肢を拡大すると共に、非弁活動禁止法令との関係を整序する。また、流通・資金化に伴う知財の価値評価については、商法・証券取引法の取扱いと国際会計基準との整合を図りつつ、定性的価値評価の深耕と定量的価値評価の限界(条件付評価であること)の明示を行うものとする。</p>	<p>知的財産推進計画2004第3章活用分野1.(6)において、知的財産による資金調達が多様化を図るとされており、また、同章1.(5)において、国会で審議されている信託業法案が成立することが前提として、知財信託の活用状況を踏まえ必要に応じ課題の検討を行うとされています。知的財産の価値評価については、同章1.(4)で客観的に評価できる基準について検討・整理することとされており、今後の検討に当たっては、御意見の趣旨も参考にすることとさせていただきます。</p>

知的財産推進計画の見直しに関する意見

いただいた意見(要旨)	それに対する回答
<p>標準化を前提としたパテントプールが必要な有用発明については、発明の実施についての裁定実施権を研究すべきである。</p>	<p>知的財産推進計画2004第3章2.(3)において、技術標準に必須な特許に対する裁定実施権の適用可能性について検討することを盛り込んでおります。</p>
<p>世界的な状況として、技術標準と特許は切り離して考えることができない状況になってきている。従って、知財立国を目指す我が国は、国際標準化活動において、官民を上げて我が国発の技術が標準化されるよう戦略を強化すべきである。一方、標準化された技術の公共性を考慮し、その特許ライセンス料は適正な水準となるよう、特許法あるいは独占禁止法等との関係につき更に議論を深めるべきである。</p>	<p>戦略的な国際標準化活動を強化すべきという認識の下に、これを具体的に進めるための施策を知的財産推進計画2004第3章2.(1)及び(2)に盛り込んでおります。また、同第3章2.(3)において、技術標準に必須な特許の権利行使に対する対処方法を検討することを盛り込んでおります。</p>
<p>特許電子図書館(IPDL)において提供されている「CSDB(コンピュータソフトウェアデータベース)検索」で、著作権処理の関係上公開されている情報の範囲が限られているので、立法によってCSDBへの登録・公開義務を定めることを視野に入れるべき。</p>	<p>CSDBの充実については、知的財産推進計画2004第2章保護分野1.(4)に盛り込まれておりますが、まずは現行法上の範囲内で収集しうる情報を確実に収集し、提供するとされております。今後の検討に当たっては、御意見の趣旨も参考にすることとさせていただきます。</p>
<p>破産時や権利譲渡時のライセンス契約の安定性強化をはかるため、知的財産権法における第三者対抗制度の見直しにつき引き続き検討すべきである。ライセンスの適切な保護の方策としては、産業競争力を強化するためにも、既存の法体系にとらわれ過ぎない、企業にとって実効性のある制度設計が望まれる。</p>	<p>知的財産推進計画2004第3章活用分野3.(1)において、御意見が反映されているものと考えます。また、ライセンスの適切な保護の方策については、御意見の趣旨も参考にすることとさせていただきます。</p>
<p>3. 知的財産活用の環境を整備する(2) 知的財産関連情報へのアクセスの利便性を向上する」に、『ただし、IPDLの利便性向上は、「産業財産権情報利用推進委員会」報告書(平成15年3月)に明記された通り、「提供する情報の内容や検索機能について、特許庁は公報掲載データなどの基本的な一次情報を提供し、民間事業者はこれに付加価値をつけた情報を提供することが、役割分担の基本となる」とする民間の特許情報データベースサービスとの基本的な役割分担を踏まえて行うこととする。』を追加すべき。</p>	<p>特許電子図書館に関しては、昨年来、その機能向上と提供情報の拡充を要請する意見が多数寄せられました。このため、知的財産推進計画2004においても、その旨を記載しております(知的財産推進計画2004第2章.1.(4)参照)。御意見の趣旨については、今後の参考にさせていただきます。</p>
<p>今回、資力に乏しい中小企業及び研究開発型中小企業に対する軽減措置が拡大されたが、新規に研究開発に取り組む中小企業は軽減措置が受けられないなど、対象となる企業がまだ少ない状況にあることから、中小企業・個人のすべてが対象となるよう、軽減措置の更なる拡充が必要である。</p>	<p>特許料等の減免措置については、知的財産推進計画2004第3章4.(1)に記載の通り、地域中小企業に対する相談体制の充実等による利用の促進など対象拡大のための措置を講ずることを盛り込んでおります。</p>

知的財産推進計画の見直しに関する意見

いただいた意見(要旨)	それに対する回答
<p>独立行政法人科学技術振興機構が実施している特許出願支援制度の対象に、都道府県立試験研究機関も加えることが必要。</p>	<p>科学技術振興機構が実施している外国出願支援制度は、大学及びTLOの研究成果の権利化を推進するための制度となっております。ご指摘の点につきましては、関係機関にも伝え、対応が可能かを含め検討してまいります。</p>
<p>訴訟・紛争に直面することは、資金力に余裕がなく、紛争経験・ノウハウのない中小・ベンチャー企業にとって、非常に厳しいことになる。したがって、紛争に直面した場合に、第一次的に相談できる窓口を用意することが望ましい。</p>	<p>知的財産推進計画2004第3章4.(1)において、企業からの相談体制の整備を抜本的に強化することを盛り込んでおります。また、海外における模倣品・海賊版対策についても、第2章 . 4(1)に記載の通り、訴訟提起等の権利行使に関する活動についての相談等を始めとする具体的な支援を強化することにしております。</p>
<p>弁理士と地方自治体、大学、地域の中小・ベンチャー企業は知財のあらゆる場面で各々別個に関与することはあっても、現状では、総合的に連携することは殆ど期待できない。地域における知財創出から活用までのあらゆる段階において、これらの機関等が有機的に連携していけば地域活性化の大きな柱になることが期待できる。そこで、地方自治体による知財に関する地域支援の取組みを総合的なものとするよう奨励し、併せて国による地方自治体のこうした取組みを支援する仕組みを作るべきである。</p>	<p>知的財産推進計画2004第3章4.(1)において、地域における知的財産支援事業に関する弁理士・弁護士等の知的財産人材のネットワーク化、支援事業窓口の一本化や相談窓口の明確化・機能強化といった地方公共団体の取組を支援することを盛り込んでおります。</p>
<p>大学・ベンチャー企業、中小企業に対する知的財産の創造、活用環境を整備するために、日本弁理士連合会は、大学、ベンチャー企業、中小企業等が容易に弁護士にアクセスし、利用できるように、これらの諸団体との連携を図り、適宜弁護士からのワンストップサービスを提供する等の体制作りを進めている。今後、大学・ベンチャー企業、中小企業に対する知的財産の創造、活用環境を整備する等に関し、推進計画を見直すにあたり、残された課題の解決のための、これらのサービス体制構築にあたり、当会上記取組みを配慮した制度作りをするべきである。</p>	<p>知的財産推進計画2004第3章4.(1)において、地域における知的財産支援事業に関する弁理士・弁護士等の知的財産人材のネットワーク化や支援事業窓口の一本化といった地方公共団体の取組を支援することを盛り込んでおります。</p>
<p>侵害訴訟の期間の長期化や費用の高額化が懸念されるため提訴できない中小企業が多いので、期間の短縮化や出訴側が不利益にならないような訴訟体制の整備が必要。また、日本知的財産仲裁センターの手数料等が高額で中小企業の利用が困難なので、経営規模に応じた負担軽減措置が必要。</p>	<p>知的財産推進計画2004第3章4.(1)に記載の通り、中小企業・ベンチャー企業が抱える知的財産の侵害被害等の諸問題について、実態の把握と必要な対応策の検討を行います。御指摘の事項も含め広範に御意見を承りながら検討されていくものと思います。</p>
<p>産業の活性化に向け、今後、中小企業等に対する支援を一層強化する必要があることから、知的所有権センターの管理運営に対する助成措置と特許流通アドバイザーや特許流通アソシエートの配置など人的体制の強化が必要である。</p>	<p>知的財産推進計画2004第3章4.(2)において、知的財産の相談窓口の機能強化や、知的財産人材のネットワーク化といった地方公共団体の取組を支援することを盛り込んでおります。</p>

知的財産推進計画の見直しに関する意見

いただいた意見(要旨)	それに対する回答
<p>第4章 コンテンツ・ビジネスに関するもの</p> <p>これまで「著作物の保護」の名のもとに行われてきた権利者側の独占的権利拡大一辺倒の政策を改め、現在の推進計画に謳ってあるにもかかわらず事実上死文化している「消費者利益等の観点」を的確に施策に反映させるための環境の整備や、著作権法に「フェア・ユース」を盛り込むといった「著作物の活用」に重点を置いた施策を強く要望する。一方、「青少年への影響への配慮」として制作者側に表現の自主規制を促そうとする施策には反対。自主規制は制作者に過度の萎縮をもたらし、表現活動を阻害する。青少年に配慮するなら表現そのものの規制ではなく、例えばインターネット上の成年向けサイトの運営者には、市販の有害情報遮断ソフト等で閲覧を遮断できるよう特定のキーワードをサイトに盛り込む配慮を求めるなど、「ゾーニング」を強化する方向で行うべき。</p>	<p>ご指摘の趣旨も踏まえ、今後の検討を進めてまいります。</p> <p>「著作物の活用」に重点を置いた施策については、知的財産推進計画2004第4章9.(12)において、社会的に必要と考えられる公正な利用を促進する観点から検討を進めることを盛り込んでおります。また、9.(7)において、青少年の健全育成への業界による自主的な取組を支援することを盛り込んでおります。</p>
<p>真の知財立国というためには単に既存のコンテンツ産業を保護するという点に固執すべきではない。権利保護をすれば良いというのは単なる産業保護であって、知的財産の推進ではない。知的財産の実体規定については、多種多様な視点からの検討が必要であると思われる。日本の知的財産戦略が、単に「保護」強化を推進するのではなく、「創造」や「活用」を推進する点にも、十分に配慮されたものとなるよう見直されよう望む。</p>	<p>ご指摘の趣旨も踏まえ、今後の検討を進めてまいります。</p> <p>「著作物の活用」に重点を置いた施策については、知的財産推進計画2004第4章9.(12)において、社会的に必要と考えられる公正な利用を促進する観点から検討を進めることを盛り込んでおります。</p>
<p>学術文献の中に記録されている信頼性ある学術情報は、学術の振興のみならず国民の健康と安全にとっても重要な共有財産、いわばパブリック・ドメインにも近いものである。以下の点を要望する。1)学術目的の情報および国民の健康被害防止など公益目的のための学術情報の、円滑な流通を促進するために、著作権の権利制限を国策として検討する。2)この対象としては、紙媒体の出版物のみならず、電子媒体の出版も含める。</p>	<p>ご指摘の趣旨も踏まえ、今後の検討を進めてまいります。</p> <p>「著作物の活用」に重点を置いた施策については、知的財産推進計画2004第4章9.(12)において、社会的に必要と考えられる公正な利用を促進する観点から検討を進めることを盛り込んでおります。</p>
<p>学術文献の円滑な複製利用の促進のため、1)国内における学術著作物の複製利用に関する著作権の処理システム一本化、2)学術研究活動を阻害しない適正な著作権料金の設定など円滑なシステムの構築、3)許諾対象著作物(権利委託著作物)の適宜アップデートとその公開、を要望する。</p>	<p>ご指摘の点については、今後の検討において参考にさせていただきます。なお、知的財産推進計画2004第4章9.(3)や)において、コンテンツに係る権利の利用者が迅速かつ簡便に検索できるようにするための著作権クリアランスの仕組みの開発・実証や、コンテンツの配信、認証、課金等を総合的に管理するための「コンテンツ流通管理システム」の開発支援などを盛り込んでおります。</p>

知的財産推進計画の見直しに関する意見

いただいた意見(要旨)	それに対する回答
<p>コンテンツ・クリエイターが自由に参考にすることができる「肥やし」となるコンテンツをどれほど用意できるか、という点こそが、文化の発展の決め手になる。ひいては、商財としてのコンテンツの充実にも繋がる。再利用可能なコンテンツの領域として、著作権フリーな「パブリックドメイン」を設定し、豊饒な文化(ひいては商財)の基礎を整備する、といった視点が是非とも必要。</p>	<p>自由に利用できる範囲等を権利者があらかじめ意思表示するシステムの普及拡大について、知的財産推進計画2004第4章9.(8)に、また、社会的に必要と考えられる公正な利用を促進する観点から検討を進めることについて第4章9.(12)に記載がございます。ご指摘の趣旨も踏まえ、今後の検討を進めてまいります。</p>
<p>日本においても、ライブ活動でアーティストの生活費等を稼ぎ出せるようにすることが必要である。しかし、そのために壁として立ちはだかっているのは、日本国内における会場使用料の高さである。だとすれば、国や地方公共団体が運営している質の高い音楽ホール等を、大衆音楽等におけるライブ活動にも活用させるとともに、その使用料を、他の先進諸国における会場使用料と同程度か又はそれ以下に抑えることが有益である。</p>	<p>ご指摘の点については、今後の検討において参考にさせていただきます。</p>
<p>コンテンツビジネスにおいては、クリエイターとプロデューサーとの間の標準的契約モデルを作成し、コンテンツの飛躍的拡大に寄与すべきである。</p>	<p>ご指摘の点については、今後の検討において参考にさせていただきます。なお、知的財産推進計画2004第4章9.(1)において漫画家等のコンテンツ創作者と流通事業者の間の契約慣行の改善や透明化に向けた取組を奨励・支援すること、放送番組について放送事業者の策定した自主基準の遵守徹底の促進や、放送番組の制作委託に係る契約見本の活用状況のフォローアップを促すことが盛り込まれております。</p>
<p>クリエイターの権利の保護を！クリエイターと会社の契約内容において大きく不利な内容である場合も少なくないし、新人でまだ業界慣習とかに不案内なクリエイターを安く使ったり、タダ働きさせる例は多々ある。国レベルでの相談窓口が有っても良い。契約の実態調査も必要。</p>	<p>知的財産推進計画2004の第4章1.(1)において漫画家等のコンテンツ創作者と流通事業者の間の契約慣行の改善や透明化に向けた取組を奨励・支援すること、放送番組について放送事業者の策定した自主基準の遵守徹底の促進や、放送番組の制作委託に係る契約見本の活用状況のフォローアップを促すこと、コンテンツの制作委託契約について書面調査を行うことなどが盛り込まれております。今後、ご指摘のご趣旨も参考に、検討してまいります。</p>
<p>「適度に質が高く、かつ適度に安い」コンテンツを主力商品として推進してほしい。コンテンツ産業については、高くても買ってもらえるものを目指すという考え方もあるようだがその為に割高感のあるものになってしまったり、お金の余裕のある人しか購入出来ないような、いわば贅沢品のような状態になってしまったりは、文化の育成という観点からマイナスであろうかと思う。不毛な価格競争は避けるべきとしても、国民の大半が気軽に買えるような値段でなければ、国民全体で見たときの文化レベルが低くなり、将来を担うべき人材が育たず、結果として競争力が低下してしまうと思う。</p>	<p>ご指摘の点については、今後の検討において参考にさせていただきます。なお、知的財産推進計画2004第4章1.(4)において、事業者による非再販品の発行流通の拡大及び価格設定の多様化に向けた取組を奨励することが盛り込まれております。</p>

知的財産推進計画の見直しに関する意見

いただいた意見(要旨)	それに対する回答
<p>現在、著作権法及び不正競争防止法において、技術的保護手段の回避等について一定の保護がなされているが、現状、ネットワーク上で多数、煩雑にこれらを回避する重要な情報(シリアルナンバーやソフトウェアの使用に必要なキーに関する情報)が提供さたり、アクセスコントロールの回避について刑事罰がないことから抑止力が十分に働いていないことを鑑みれば、違法対象行為を諸外国の法制度も参考にして検討し直すべき。2004年度以降という形でなく、期限を区切った計画とすべき。</p>	<p>ご指摘の件については、知的財産推進計画2004第4章9.(10)に技術的保護手段の有用性を確保する観点からアクセスコントロール回避行為への刑事罰導入等に関する検討を行うことを盛り込んでおりますが、今後の検討において参考にさせていただきます。</p>
<p>昨年12月から、東京・名古屋・大阪地区において地上波デジタル放送が開始された。また、本年4月から放送事業者は地上デジタルテレビ放送・BSデジタルテレビ放送のコンテンツ権利保護(RMP)を実施している。こうした放送事業者の自主的取組にもかかわらず、放送波に重畳したコピー制御信号に反応しない、いわゆる無反応機器や現行法が及ばない不正な手段が広く出回ることになれば、放送事業のみならず、コンテンツ産業や映像機器産業などが、多大の不利益を被るだけでなく、番組の編成等に支障が生じ、国民生活にとって不可欠な放送の基盤がゆるぎかねない。こうした状況を防ぐためには、技術的保護手段の回避に関する「著作権法」の見直し、技術的制限手段の無効化に関する「不正競争防止法」の強化が必要である。推進計画の見直しに当たっては、従来の枠組みにとられない、適切かつ効果的な法的措置の実施を盛り込むよう、強く要望する。</p>	<p>ご指摘の件については、知的財産推進計画2004第4章9.(10)に技術的保護手段の有用性を確保する観点から無反応問題等について検討を行うことを盛り込んでおりますが、今後の検討において参考にさせていただきます。</p>
<p>デジタル方式で記録されたデータは、アナログ方式と異なり、劣化に弱いというデメリットがある。そのため、ダビングによるバックアップは必要不可欠である。コピーワンスで認められているMOVE機能は、ダビング元のデータが残らない方式である。もしMOVE中にトラブルが発生した場合、データの保障はどうなるのか。また、編集作業にも大きな制限が加わることも考えられる。業界側はコピーワンスの導入の理由として海賊版対策を挙げているが、アナログ録画は従来どおり出来るとのことで、海賊版は無くならない。逆に、録画に制限が加わることによって、海賊版の需要がさらに増すのではないかと。コピーワンスは、このようにデジタル機器における録画を制限し、利用者には不便を押し付ける行為であり、デジタル機器の普及を妨げることにもなりかねない。よって、撤廃を強く訴える。</p>	<p>著作権の保護については、権利者と利用者の利益のバランスを図ることが重要です。ご指摘の趣旨については、今後、まず利害関係者間で十分な議論が行なわれることを期待しています。</p>

知的財産推進計画の見直しに関する意見

いただいた意見(要旨)	それに対する回答
<p>デジタル化・ネットワーク化が進む中、現在、WIPO(世界知的所有権機関)では、著作権等を国際的に適切に保護するため、放送事業者の保護にかかわる新条約の検討が進んでいる。「推進計画」において、政府としてできる限り早く条約成立を目指す考えを示し、積極的な対応を継続されるよう、強く要望する。また、わが国の放送番組が海外で違法に流通している現状を十分把握し、政府としても対策を講じるとともに、正規の流通が活発化するよう、コンテンツの海外向け販路の拡大等に向けた背策を検討するよう、要望する。</p>	<p>新条約の検討については、第2章5.(2)において、新条約の早期採択に向けて積極的に議論に貢献することが盛り込まれております。また、海賊版対策の強化とコンテンツの海外展開の拡大については、第4章8.において、コンテンツ海外流通促進機構への支援、海外見本市への出展支援、海外進出企業向けハンドブックの作成などについて盛り込まれております。ご指摘の点につきましては、今後の検討において参考にさせていただきます。</p>
<p>本当に著作者の権利向上を目的とするのであれば、コミックになる前の週刊誌販売によるインセンティブを設けるなどする等、出版社と著作者の関係を見直すほうが先である。</p>	<p>ご指摘の件については、第4章1.(1)において漫画家等のコンテンツ創作者と流通事業者の間の契約慣行の改善や透明化に向けた取組を奨励・支援することを盛り込んでおりますが、今後の検討において参考にさせていただきます。</p>
<p>いわゆる「公共貸出権」について、著作権法に於いて対応することと財源を国税により拠出することに反対する。現行38条5項を廃止して、映画著作物(及び商業用レコード)に関しても新規の立法により対応することでこの問題点は解決することが可能である。図書館は、その存在自体が「学問の自由」や「知る権利」と直結しており、その利用に対する制約は官・民による情報統制や知的水準の低下に繋がる恐れも有る点を特に強く主張し、その自治が著作権により、或いは著作権を口実に脅かされることの無いよう格段に慎重な議論の許に今後の対応を決定すべきである。</p>	<p>御指摘の件については、今後の検討において参考にさせていただきます。なお、第4章9.(12)において、社会的に必要と考えられる公正な利用を促進する観点から検討を進めることが盛り込まれております。</p>
<p>既存の私的録音録画補償金制度を撤廃するよう提案する。日本の消費者向け電子情報技術産業の持つ力を考慮して、日本国政府が私的録音録画補償金制度の拡大を検討するのではなく、私的録音録画補償金制度に反対する世界的な努力に参加することを提案する。</p>	<p>ご指摘の件については、第4章9.(9)において、私的録音録画補償金制度について関係者間で実態に適応した制度への見直しについて協議が進められており、その結論を得て必要に応じ制度改革を行うことが盛り込まれておりますが、今後の検討において参考にさせていただきます。</p>
<p>我が国が経済的にも文化的にも真の「知財立国」となるためには、現在我が国の著作権法で死後50年までとされている著作権の保護期間を、アメリカやEU諸国と同等の「死後70年まで」に延長すべき。但しその際には、平和条約に基づいて定められた戦時加算と保護期間の延長について我が国と連合国との関係を整理すべき。</p>	<p>御指摘の件については、第4章9.(9)において、映画以外の著作物等に係る保護期間の在り方について関係者間協議の結論を得て必要に応じ制度改革を行うことが盛り込まれておりますが、今後の検討において参考にさせていただきます。</p>

知的財産推進計画の見直しに関する意見

いただいた意見(要旨)	それに対する回答
<p>著作権の保護期間延長については、「知的創造サイクル」を考慮するならば方向が逆。「知的創造サイクル」を意識しコンテンツを創造すると、権利処理の過程で金銭や時間・交渉先不明・利用拒否等が発生する。自由利用を促進するため、可能な限りパブリックドメインのコンテンツを増やすべき。その為に保護期間は短縮されるべき。</p>	<p>御指摘の件については、第4章9.(9)において、映画以外の著作物等に係る保護期間の在り方について関係者間協議の結論を得て必要に応じ制度改正を行うことが盛り込まれておりますが、今後の検討において参考にさせていただきます。</p>
<p>「著作権等の保護期間」については、死蔵映画を生む可能性を孕んでいる点で「著作物の有効活用」と相反する考えとなってしまう。著作権の保護を強化するのは結構なことだが、20年延長するだけでもマスターの所在が分からなくなってしまうものも多いのでは。もしこの提案を推進するのであれば、50年以降は著作物の管理を第三者登録にする等、なんらかの政策的措置を行わねば、知的財産推進には繋がらないと考える。</p>	<p>御指摘の件については、第4章9.(9)において、映画以外の著作物等に係る保護期間の在り方について関係者間協議の結論を得て必要に応じ制度改正を行うことが盛り込まれておりますが、今後の検討において参考にさせていただきます。</p>
<p>版面の作成はビジネス上の工夫にとどまり、著作権法で保護するほどの創作性は認められない。「版面権」の創設には反対。</p>	<p>ご指摘の件については、第4章9.(9)において版面権に関する関係者間協議の結論を得て必要に応じ制度改正を行うことが盛り込まれておりますが、今後の検討において参考にさせていただきます。</p>
<p>現在、権利者情報・コンテンツ情報に関しては、各分野ごとにデータベースの構築が進んでいるが、映像等コンテンツ全般の流通促進のためには、権利者の保護にとどまらず、利用者の利便を図るため権利者とコンテンツホルダーが一体となって、それぞれが構築したデータベースを連携させ、利用者が簡易迅速に権利所在情報を知ることができるよう統一的な窓口を設けて公開することが必要。現在、民間において、このようなシステムを構築するための取り組みがなされているが、これらに対する支援を積極的に行うべき。</p>	<p>ご指摘の件については、コンテンツ流通のためのシステム整備として、第4章9.(3)において、コンテンツに係る権利を迅速かつ簡便に検索できるような著作権クリアランスの仕組みの開発や実証の推進、映像コンテンツの権利や内容等の属性情報に関するデータベースの推進などが盛り込まれております。</p>
<p>ブロードバンド上におけるコンテンツ流通の更なる促進を実現するために、ブロードバンドを利用した電気通信役務利用放送(有線)の著作権法上の解釈を「有線放送」とすべき。これに則り、第4章3.(2)を『新たな流通経路への活用に関する関係者間の合意形成を促進すると共にこれらを円滑にするための著作権法解釈等の整理を行う』と修文した上で、第三項目として以下を追加すべき。『iii)電気通信役務利用放送の著作権法上の解釈を有線放送とし、コンテンツが円滑に流通する環境整備を行う。』</p>	<p>ご指摘の件については、第4章9(5)において、電気通信役務利用放送によるコンテンツの有効活用の観点からの関係者間協議の奨励や著作権法上の位置付けについての検討について盛り込まれておりますが、今後の検討において参考にさせていただきます。</p>

知的財産推進計画の見直しに関する意見

いただいた意見(要旨)	それに対する回答
<p>音楽CDを例にとると、クリエイターに渡るのはその価格の5%程度で、残りの95%は流通やレコード会社、関係団体に消えていくと聞く。このように、製作に携わる人は本来得られるべき利益を享受することが出来ず、消費者は高い値段を押し付けられ、利益を害されている。日本が知的財産立国を目指すのなら、複雑な権利関係を整理し、クリエイターと消費者を近づける流通構造の確立が必要である。これにより、消費者は安価に著作物に触れることが出来、著作物に対する需要が高まる。一方、クリエイターは適切な利益を享受することが出来る。インターネットの普及が進んだ今、こうした合理的な流通構造が求められるのではないか。</p>	<p>ご指摘の点については、今後の検討において参考にさせていただきます。なお、第4章9.(4)においてネットワーク環境に適合した契約システムを盛り込んだ新たなビジネスモデルの開発に向けた取組を支援することが盛り込まれております。</p>
<p>音楽レコードの還流防止措置の導入に反対する (別添1別記1参照)</p>	<p>知的財産推進計画2004第4章9.(9))では「音楽レコードの還流防止に関する著作権法の改正案が2004年通常国会に提出されているところであり、同改正法案が成立した場合には、これを円滑に実施するとともに、法施行後一定期間後に、還流実態その他の実情を調査の上必要に応じ所要の措置を講ずる。」としています。</p>
<p>ゲームソフト等中古品流通の在り方について (別添1の別記2参照)</p>	<p>ご指摘の件については、さまざまなご意見があることから、ご趣旨も参考に検討してまいります。なお、第4章9.(9))において、ゲームソフト等の中古品流通に関し、権利者への利益の還元の在り方について関係者間協議の結論を得て消費者利益等の観点を含めて検討を行うことが盛り込まれております。</p>
<p>第5章 人材の育成，国民意識の向上に関するもの</p>	
<p>付記弁理士の活動について実体を調査し、特定侵害訴訟等における更なる弁理士の積極的活用等について、引続き検討を行うべきである。</p>	<p>付記弁理士については、2003年度から実際に付記登録が開始されているところであり、知的財産推進計画2004第5章1.(1))において、これらの付記弁理士制度の運用状況や弁護士・弁理士の活動状況などの実情も踏まえ、弁理士の積極的活用等について2004年度以降検討を行うことを盛り込んでおります。</p>
<p>弁理士に、知財訴訟単独代理権を認めるべきである。</p>	<p>知的財産推進計画2004第5章1.(1))において、付記弁理士制度の運用状況や弁護士・弁理士の活動状況などの実情も踏まえ、特定侵害訴訟における単独受任等の検討も含めた弁理士の積極的活用等について2004年度以降検討を行うことを盛り込んでおります。</p>

知的財産推進計画の見直しに関する意見

いただいた意見(要旨)	それに対する回答
<p>現段階では、まず付記弁理士の共同受任自体の内容の充実を図らなければならない段階にあり、かつ、人材不足の事実はないことから、「いわゆる付記弁理士について、・・・特定侵害訴訟における単独受任等の検討も含めた弁理士の積極的活用等について、2003年度以降検討を行う。」とある部分については推進計画から削除されるべきである。</p>	<p>弁理士の積極的活用等についての検討は、2003年7月8日に決定された推進計画でも、付記弁理士制度の運用状況や弁護士・弁理士の活動状況などの実情を踏まえて行うことになっており、付記弁理士は実際に2003年度から誕生し始めています。このように既に2003年の時点においても計画で記載されている事項でもあり、弁理士の積極的活用等について検討を行うことは必要と考えますが、その検討は、知的財産推進計画2004第5章1.(1))に記載の通り、付記弁理士制度の運用状況や弁護士・弁理士の活動状況などの実情を踏まえて2004年度以降なされることとなっています。</p>
<p>知財専門職大学院での知識習得を弁理士試験と関連させる新たな制度を、現行試験制度と併せて設けるべきである。</p>	<p>知的財産推進計画2004第5章1.(1))において、弁理士試験の在り方について、知的財産専門職大学院等の活用も含めてすみやかに検討することを盛り込んでおります。</p>
<p>発明・商標・著作物等、知的財産の創造・保護・活用の「知的創造サイクル」に一貫関与するのに必要な実務能力と、独立した専門職としての訴訟代理等紛争解決権能とを備えた新弁理士を育成するため、研修にプロセス研修を導入し、弁理士試験制度もこれに適したものとすよう見直す。</p>	<p>知的財産推進計画2004第5章1.(1))において、弁理士の研修の在り方について引き続き検討を行うことや、審査基準や特許請求の範囲の理想的な記載方法等をテーマとして、弁理士・弁護士・企業の知的財産部員による討論研修を実施することを盛り込んでおります。また、弁理士試験の在り方や弁理士試験の合格者の実務能力を担保する方策等についても、同じく知的財産推進計画第5章1.(1))において、知的財産専門職大学院等の活用も含めてすみやかに検討することを盛り込んでおります。</p>
<p>特許権等に関する侵害訴訟等の知的財産権関係訴訟に関し、訴え提起後のみならず訴え提起前においても、日本弁理士と依頼者との間で交わされた情報文書については開示免除が認められること、を明確にする法律の規定を置くことが必要である。</p>	<p>知的財産推進計画2004第5章1.(1))において、昨年同様、米国における守秘特権と日本の弁理士の業務との関係について、日本弁理士会の協力を得つつ調査を行い、関係法令による対応の可能性を含め、今後の方策について検討を行うことを盛り込んでおります。</p>
<p>知的財産の専門家として、弁護士と弁理士の質と量の充実があげられているが、なぜ行政書士はこの中に含まれないのか。著作権をはじめとして、種苗法関係など、知的財産の多くは行政書士の業務となっている。行政書士は明らかに知的財産の専門家。</p>	<p>「知的財産立国」の実現を担う人材としては、幅広く多種多様な人材が求められます。特に、知的財産の権利化や紛争処理といった機能は、知的創造サイクルの根幹をなす不可欠な機能であるため、知的財産推進計画2004では、それらを担う弁護士・弁理士といった専門家の増員と資質の向上を盛り込んでいます。</p>